

第1回 御坊市介護保険事業計画 策定委員会 資 料

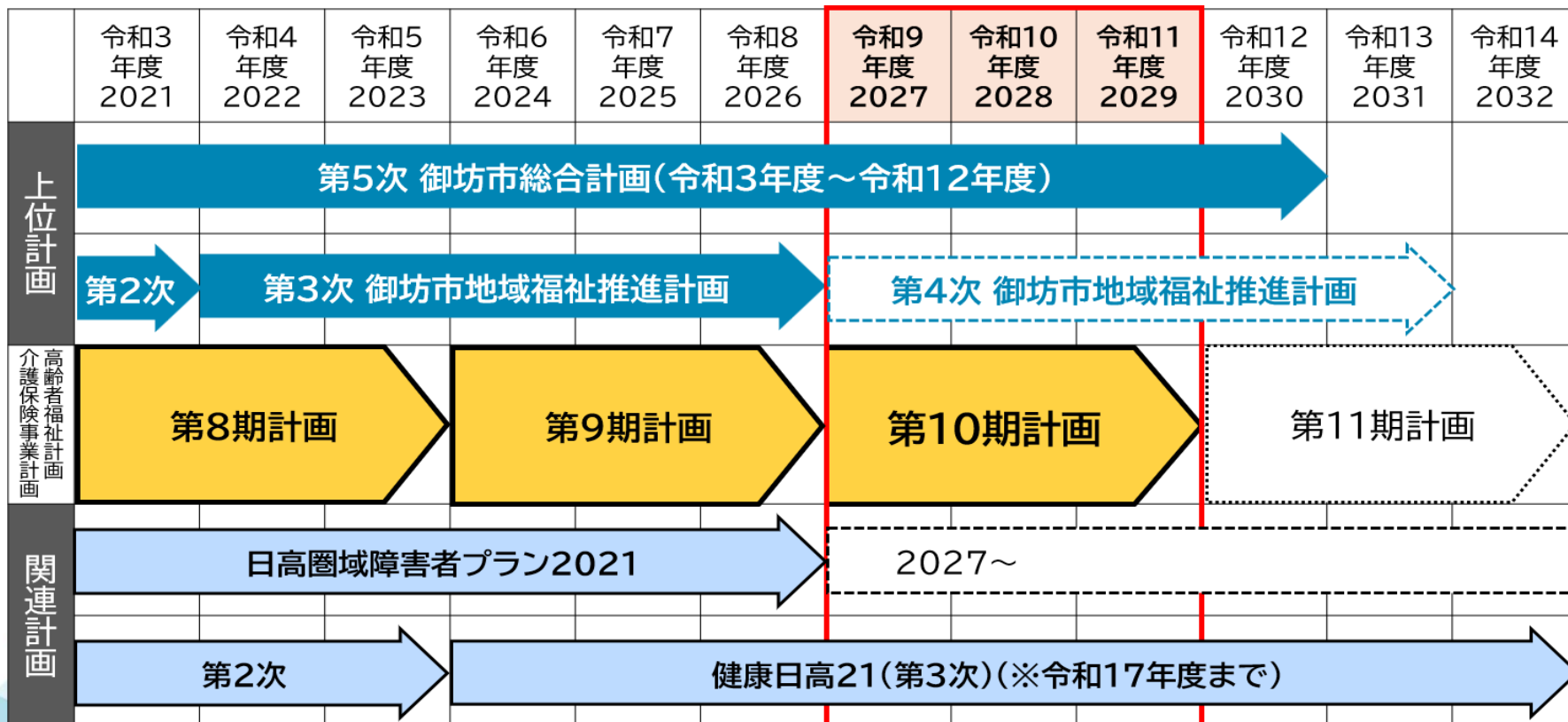
令和8年7月29日(水)
御坊市健康長寿課

1. 介護保険事業計画とは
2. 第10期計画に向けて
3. 第9期計画の取組総括



1. 介護保険事業計画とは

「高齢者福祉計画」	老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」 老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画
「介護保険事業計画」	介護保険法に基づく介護保険事業の円滑な実施に関する計画
「認知症施策推進計画」	共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策に関する計画



介護保険に関する3つの計画(指針)

介護保険事業が円滑に実施されるよう、国は基本指針を定め、都道府県、市町村は、それぞれ3年を1期とする計画を策定しなければならない。

	国	市町村	都道府県
	基本指針 (介護保険法第116条)	介護保険事業計画 (介護保険法第117条)	介護保険事業支援計画 (介護保険法第118条)
定める事項	● 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針 ＊市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌すべき標準 市町村介護保険事業計画の作成に関する「基本的事項」「基本的記載事項」「任意的記載事項」が示される	● 日常生活圏域の設定 ● 市が整備する入所・入居系サービスの必要利用定員総数 ● 介護サービスの種類ごとの量の見込み ● 各年度における地域支援事業の量の見込み ● 介護予防・重度化防止及び介護給付の適正化の取組内容及び目標	● 老人福祉圏域の設定 ● 市町村計画を踏まえた介護サービス量の見込み ● 各年度における入所・入居系サービスの必要入所定員総数 ● 市町村が行う介護予防・重度化防止及び介護給付の適正化の取組に対する支援内容及び目標

保険料の設定等

基盤整備等

市町村及び都道府県の役割

介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県等が役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。

市町村の役割

- 介護保険制度創設時に、介護サービスの地域性や市町村の老人福祉や老人保健事業の実績、地方分権等の流れを踏まえ、国民に最も身近な行政単位として、介護保険の保険者とされた。
- 3年を一期として介護保険事業計画を策定し、サービスの見込み量の推計を行うとともに保険料を設定。

都道府県の役割

- 介護保険法第5条において「介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない」とされており、介護保険事業の保険給付の円滑な実施の支援のための介護保険事業支援計画を策定
- その他、財政安定化基金の設置、報告徴収の実施、事業者の指定、費用負担等、給付と負担の両面において役割を担っている。

介護保険制度の改正の経緯

地域の医療・介護の総合的な確保を推進

- 2025年に向け、地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
- 2025年までの中長期的な視点に立った施策の展開

地域包括ケアシステムの深化・推進

- 高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組を推進
- 地域包括ケアシステムの深化・推進により、高齢者のみならず、障害者や子どもなどを含むすべての人を対象とした「地域共生社会」の実現を見据えた計画

地域共生社会の実現を目指す

- 2040年を見据え、介護サービス需要の更なる増加・多様化及び生産年齢人口の減少への対応
- 地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアの理念を普遍化

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて

- 期間中に2025年を迎える
- 地域の実情に応じた中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備
- 制度の持続可能性の確保に向けた取組

2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現

- 地域の実情（地域軸）と中長期的視点（時間軸）を踏まえた医療・介護基盤の整備
- 生産年齢人口が急減する中、地域包括ケアシステムを支える人材確保と職場環境の改善、経営改善に向けた対策
- 地域包括ケアシステムの深化に向け、多様な困りごとを地域全体で支えていくための包括的・重層的な支援体制の構築

団塊世代が
65歳

団塊世代が
75歳

第6期

2015～2017

第7期

2018～2020

第8期

2021～2023

第9期

2024～2026

第10期

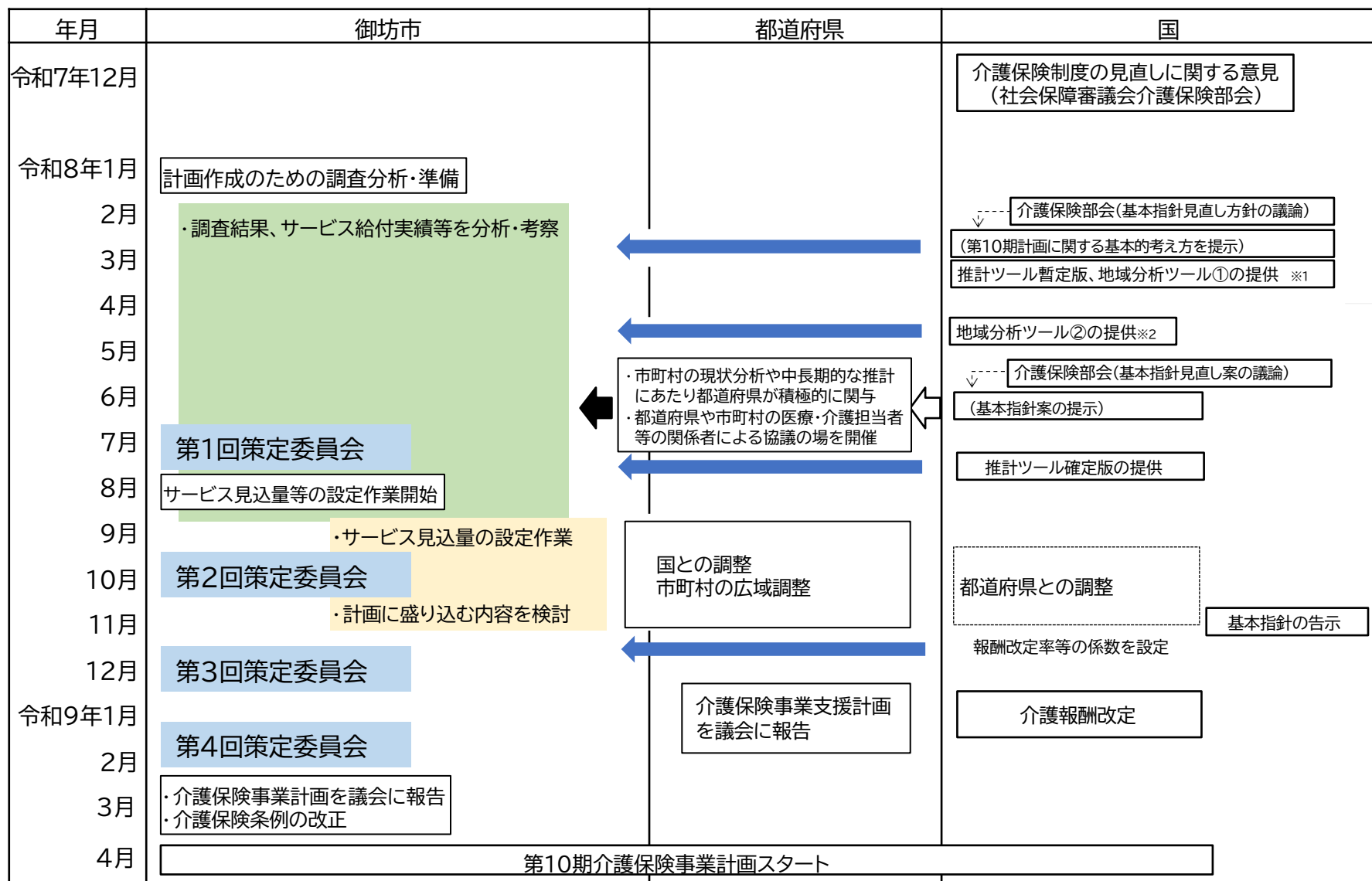
2027～2029

第11期

2030～2032

2015年：団塊の世代が65歳以上となる。2025年：団塊の世代が75歳以上となる。2040年：団塊ジュニア世代が65歳以上となる。

第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R8.6.29時点)



※1 500mメッシュ別人口データ(年代別、2050年まで5年刻み)を地図上に表示する機能の追加。

※2 各市町村の「地域の概況」、「サービス提供体制」、「医療介護連携」に関連する主な指標を対全国比の偏差値として算出し、レーダーチャートで表示する機能の追加。

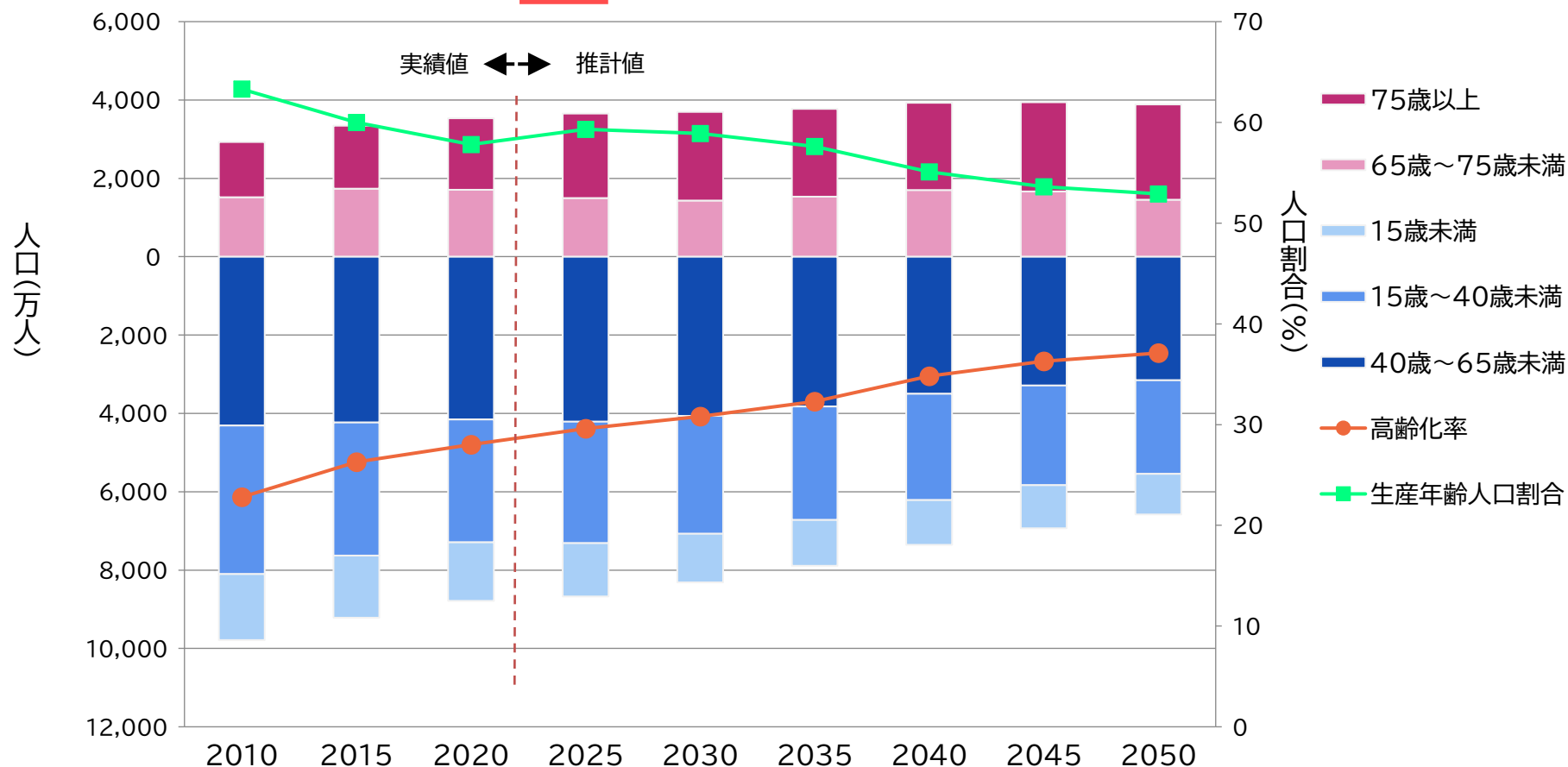
策定委員会の今後の予定

日 程	予定される内容
第1回 令和8年7月29日	・委員委嘱状交付、委員長・副委員長の選任 ・第10期計画に向けて ・第9期計画の取組総括 ・地域密着型サービス事業所の整備状況について
第2回 令和8年10月21日	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析結果報告 ・ワークショップ形式による意見交換会
第3回 令和8年12月23日	・給付実績分析結果報告 ・計画理念、重点課題について ・次期介護保険料案の提示
第4回 令和9年2月24日	・第10期計画概要版について ・次期介護保険料について

2. 第10期計画に向けて

社会構造の変化と介護保険の関わり

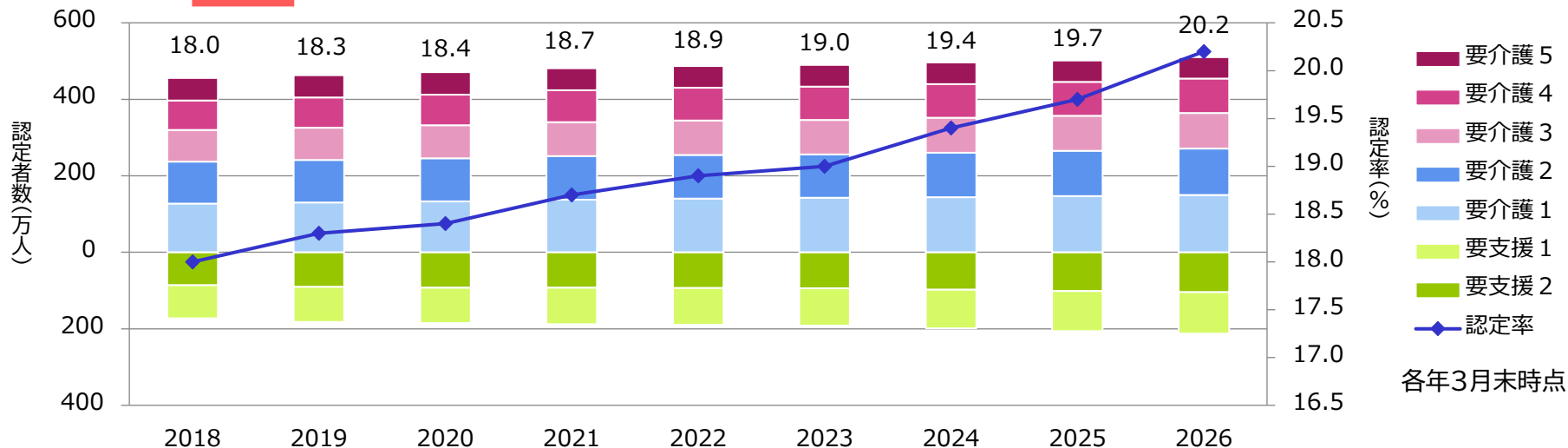
全国の人口の推移



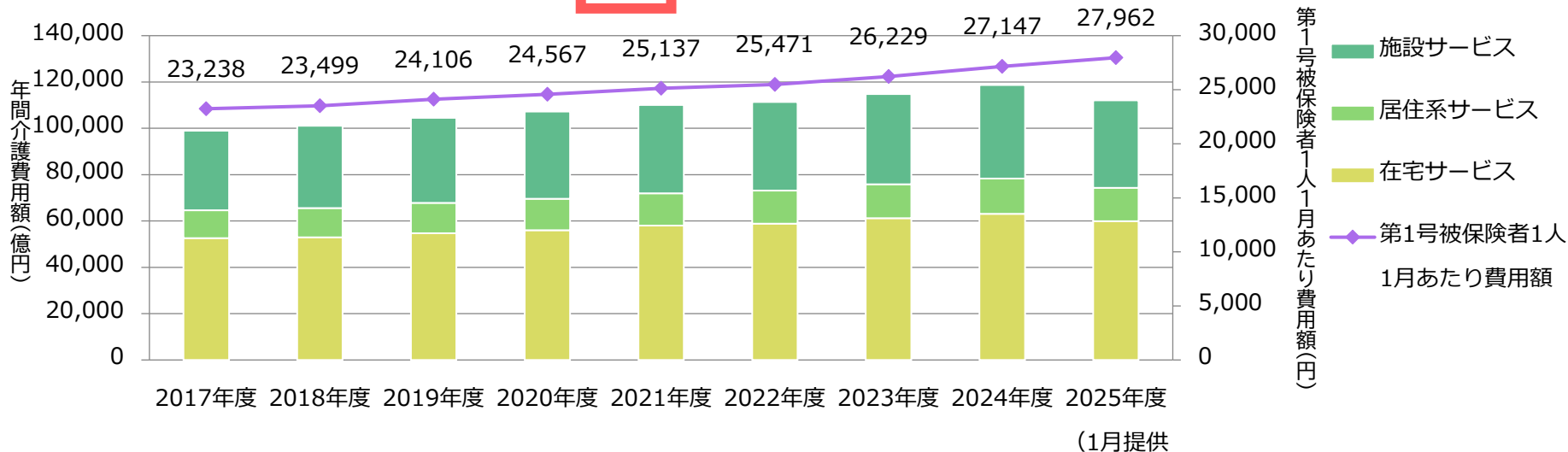
(出典) 2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

全国の要介護(要支援)認定者数、要介護(要支援)認定率の推移



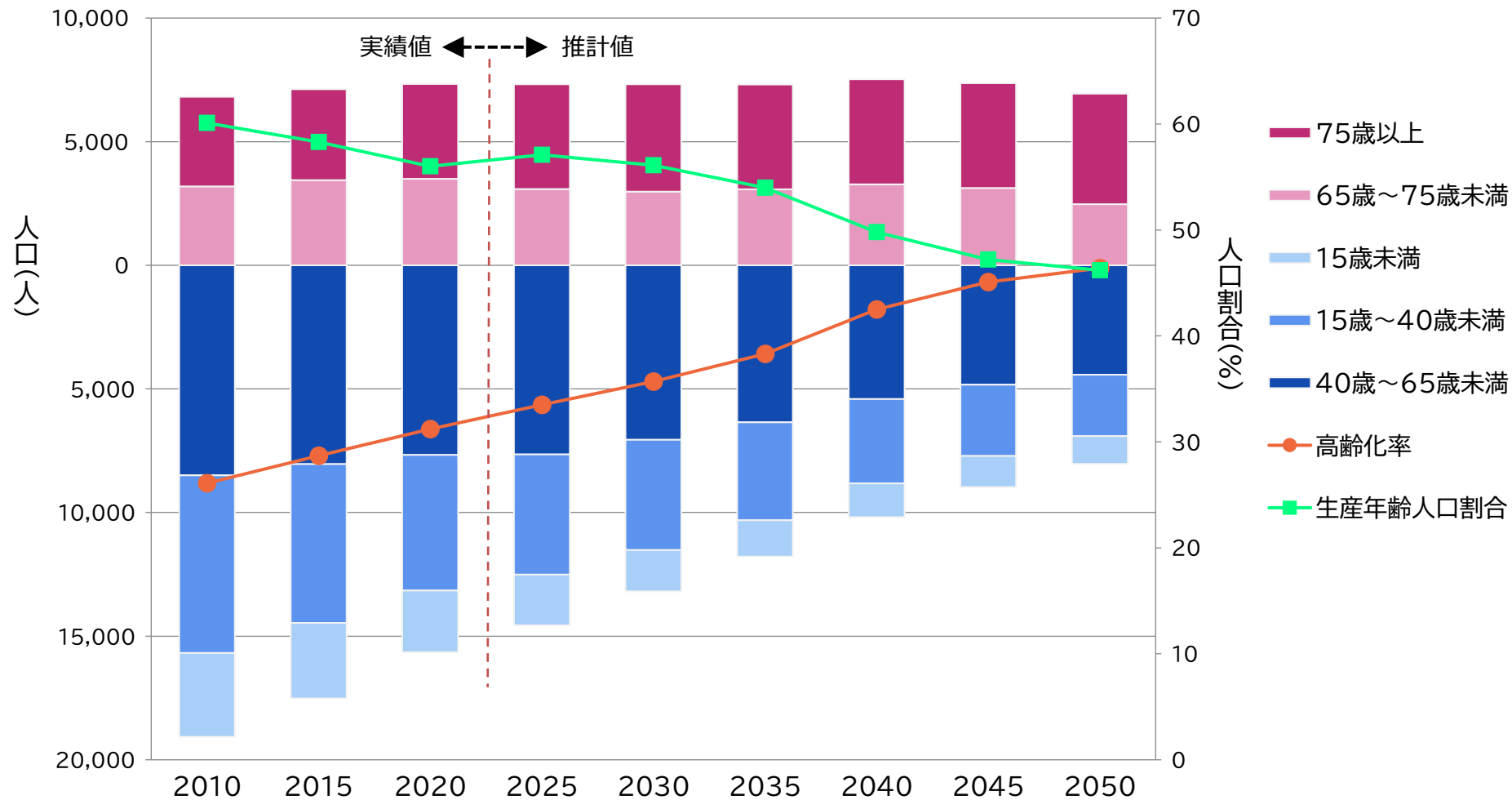
全国の介護費用額の推移



(出典) 【費用額】平成29年度から令和5年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、令和6年度：「介護保険事業状況報告(月報)」の12か月累計、令和7年度：直近月までの「介護保険事業状況報告(月報)」の累計(※補足給付は費用額に含まれていない)

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告(年報)」(または直近月までの月報累計)における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

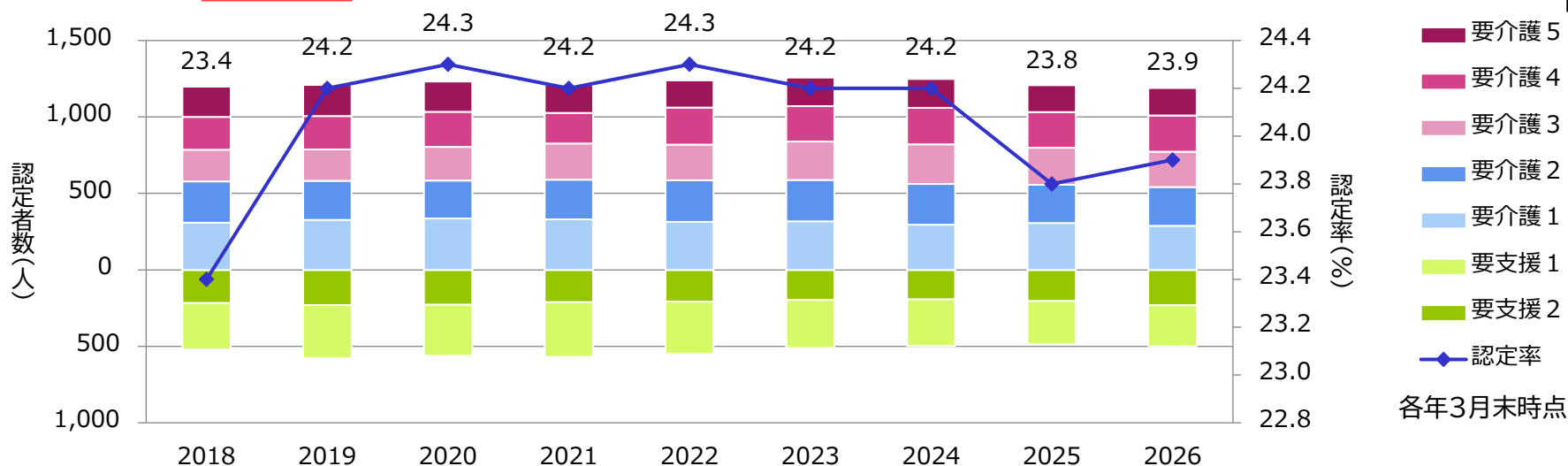
御坊市の人口の推移



(出典) 2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」

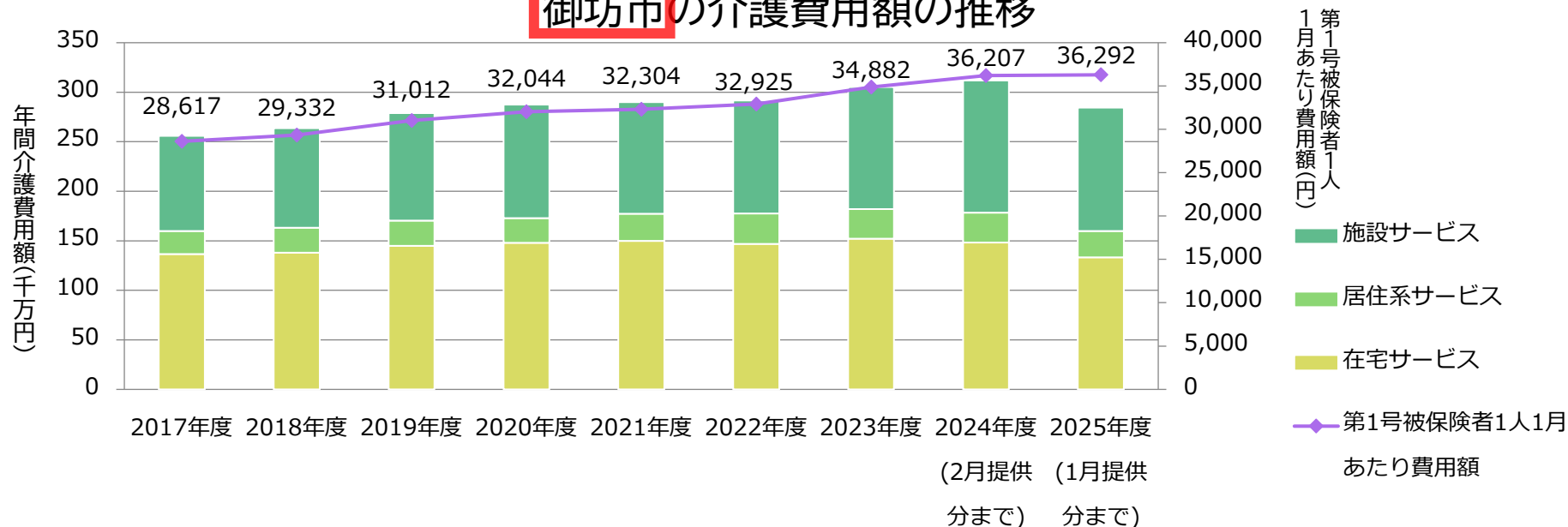
2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

御坊市の要介護(要支援)認定者数、要介護(要支援)認定率の推移



(出典) 平成29年度から令和5年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、令和6年度から令和7年度：「介護保険事業状況報告(3月月報)」

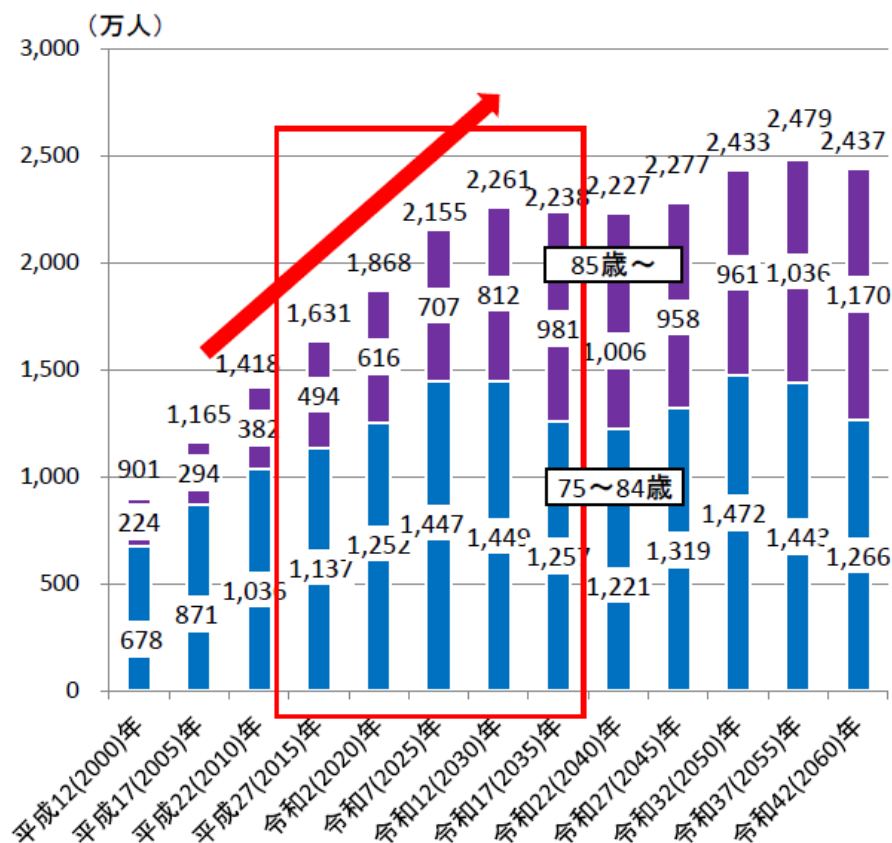
御坊市の介護費用額の推移



(出典) 【費用額】平成29年度から令和5年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、令和6年度：「介護保険事業状況報告(月報)」の12か月累計、令和7年度：直近月までの「介護保険事業状況報告(月報)」の累計(※補足給付は費用額に含まれていない)【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告(年報)」(または直近月までの月報累計)における費用額を「介護保険事業状況報告月報)」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

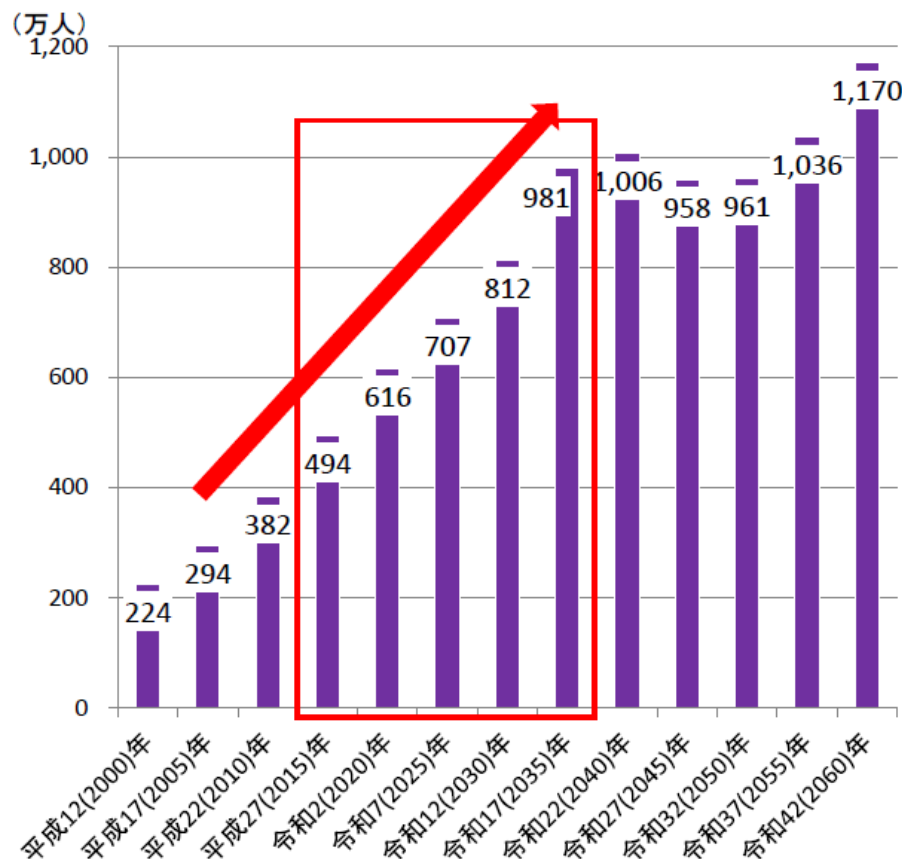
75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2015年から2025年までの10年間で、急速に増加。



85歳以上の人口の推移

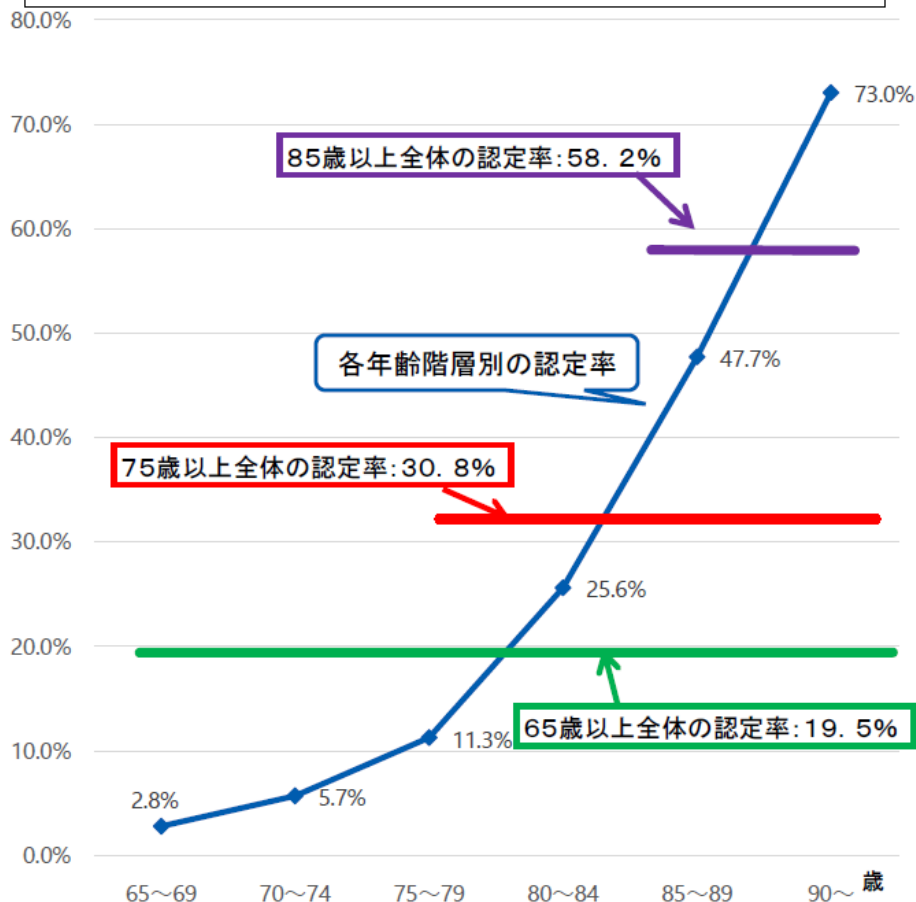
○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間で、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。



(資料) 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(令和5(2023)年4月推計) 出生中位(死亡中位)推計
2020年までの実績は、総務省統計局「国勢調査」(年齢不詳人口を按分補正した人口)

年齢階級別の要介護認定率

○要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇。特に、85歳以上で上昇。



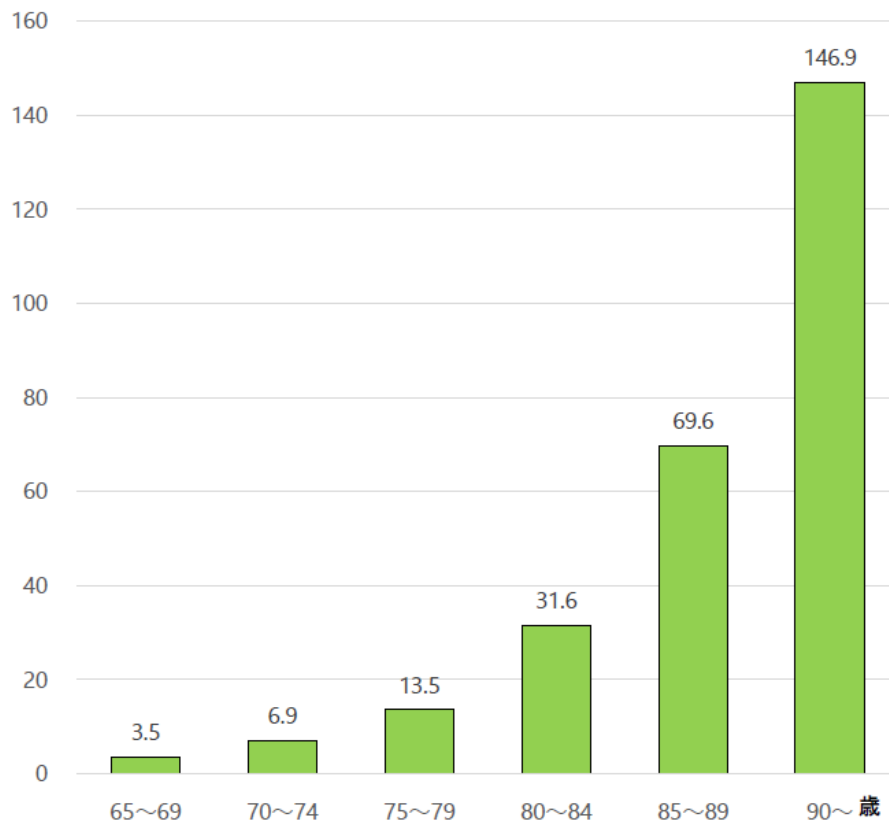
出典: 2024年9月末認定者数(介護保険事業状況報告)及び2024年10月1日人口(総務省統計局人口推計)から作成

注) 要支援1・2を含む数値。

年齢階級別の人口1人当たりの介護給付費

○一人当たり介護給付費は85歳以上の年齢階級で急増。

(万円/年)

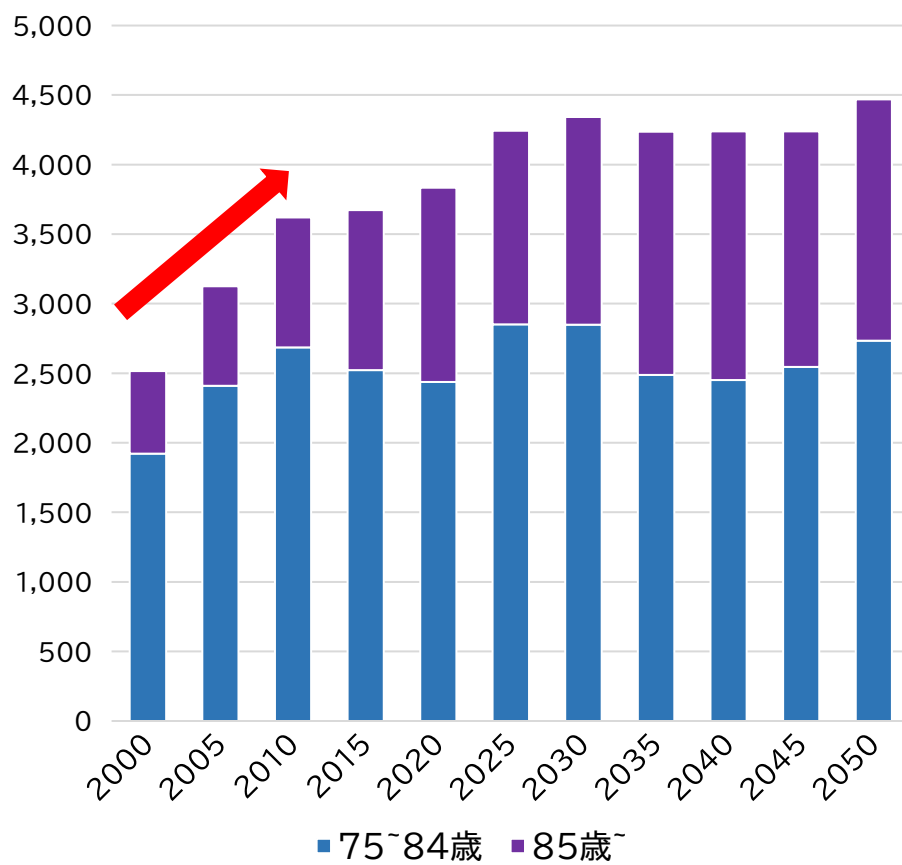


出典: 2024年度「介護給付費等実態統計」及び2024年10月1日人口(総務省統計局人口推計)から作成

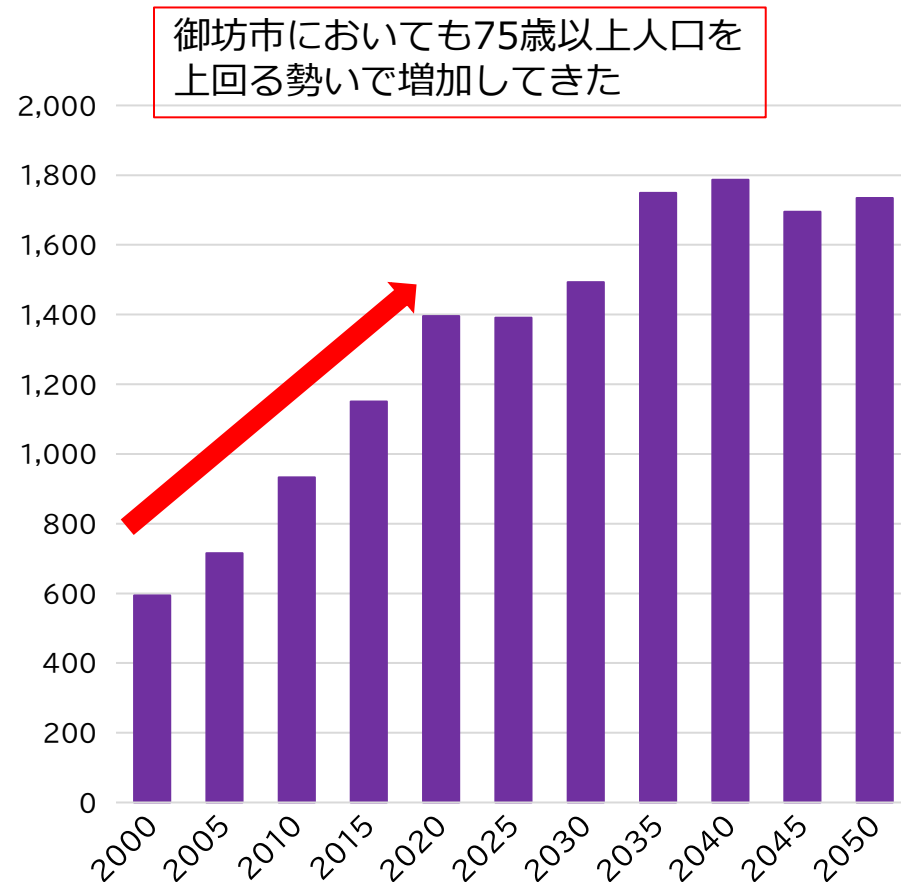
注) 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費は含まない。

補足給付に係る費用は、サービスごとに年齢階級別受給者数に応じて按分。

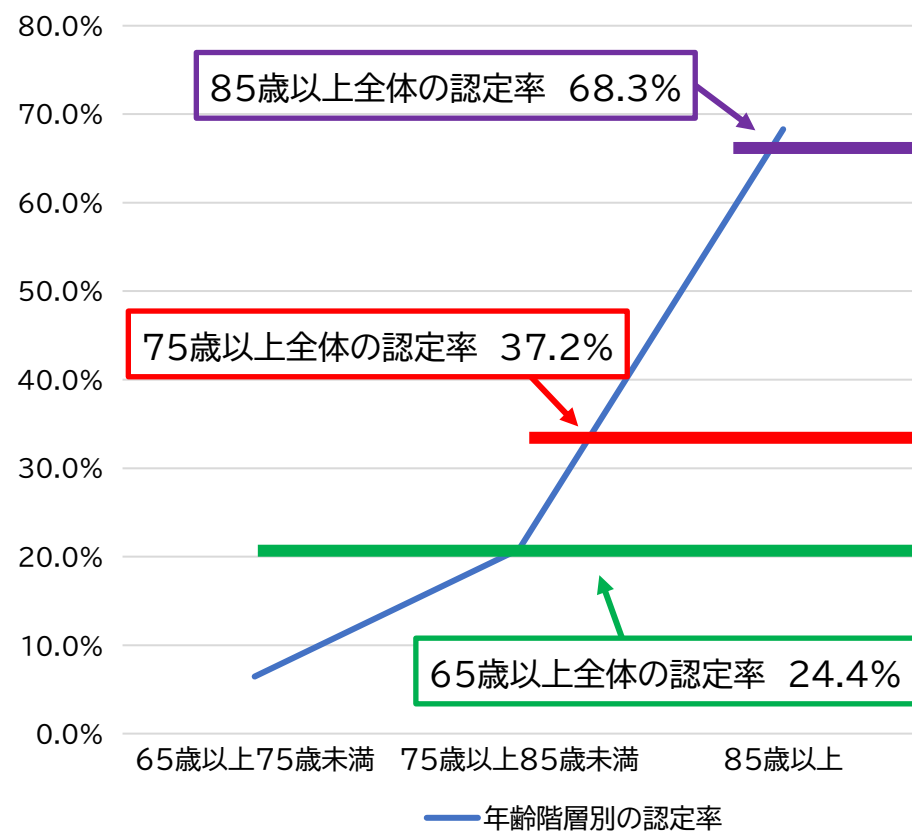
75歳以上の人口の推移



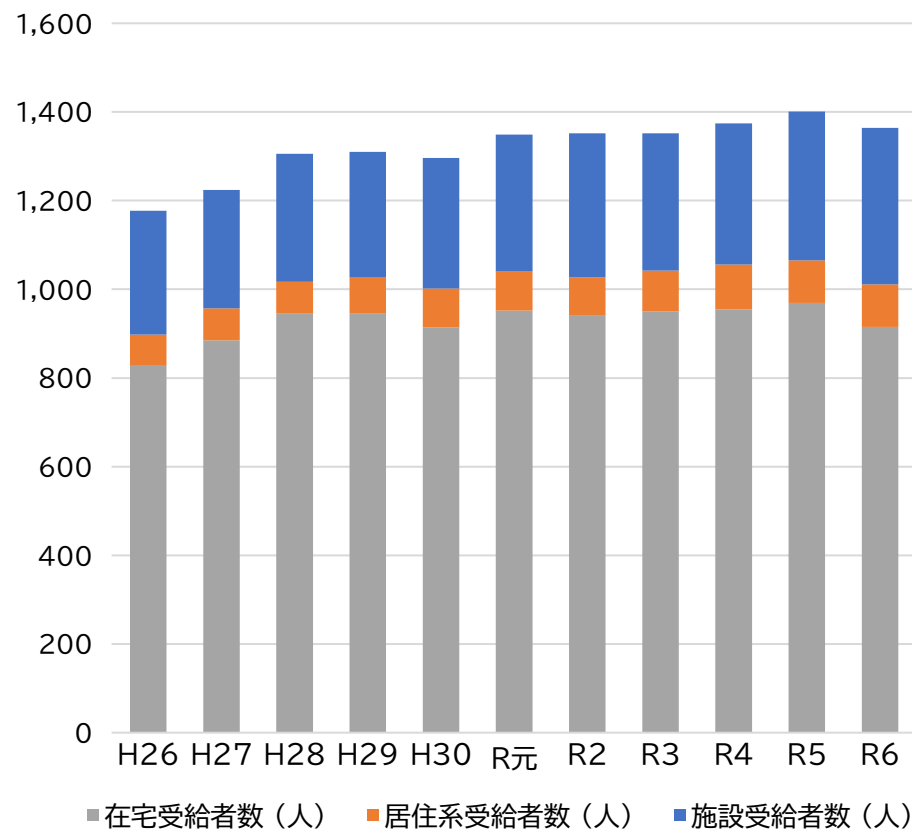
85歳以上の人口の推移



年齢階層別の認定率



サービス利用者の推移



- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業(支援)計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント(案)

○ 介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業(支援)計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 地域の類型(中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等)を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応(人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等)について議論。
- ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○ 地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

- 第10期の基本指針においては、介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえ、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

○ 介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業(支援)計画の策定

- ・ 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
- ・ 介護保険事業(支援)計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型(中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等)を念頭に置いた計画策定の重要性
- ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応(人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等)の推進
- ・ 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
- ・ 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

○ 地域包括ケアシステムの深化

- ・ 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
- ・ 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
- ・ 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
- ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
- ・ 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
- ・ 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
- ・ 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

○ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ・ 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実(多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等)

改正案	現行
一 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2 地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 6 介護に取り組む家族等への支援の充実 7 認知症施策の推進 8 高齢者の住まいの安定的な確保 9 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等 10 その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項 (一) 高齢者虐待防止対策の推進 (二) 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 (三) 介護サービス情報の公表 (四) 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 (五) 災害・感染症対策に係る体制整備 二 介護保険事業(支援)計画の作成に関する事項 1 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 2 地域医療構想等との整合性の確保 3 効果的・効率的な介護給付の推進 4 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 5 保険者機能強化推進交付金等の活用	一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2 介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保 二 中長期的な目標 三 医療計画との整合性の確保 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 六 介護に取り組む家族等への支援の充実 七 認知症施策の推進 八 高齢者虐待防止対策の推進 九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 十 介護サービス情報の公表 十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 十二 効果的・効率的な介護給付の推進 十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 十五 保険者機能強化推進交付金等の活用 十六 災害・感染症対策に係る体制整備

統合

改定案	現行
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握等 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 都道府県との連携 5 第10期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 他の計画との関係 8 その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 3 各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 4 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項 5 保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 災害に対する備えの検討 11 感染症に対する備えの検討	一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握等 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 中長期的な推計及び第9期の目標 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 6 日常生活圏域の設定 7 他の計画との関係 8 その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 災害に対する備えの検討 11 感染症に対する備えの検討

改定案	現行
一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等の実態の把握等 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 4 市町村への支援等 5 第10期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係 8 その他 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 3 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項 4 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定 5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等及び目標設定 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 4 認知症施策の推進 5 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況 6 介護サービス情報の公表に関する事項 7 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 8 災害に対する備えの検討 9 感染症に対する備えの検討	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等の実態の把握等 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 4 市町村への支援 5 中長期的な推計及び第9期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 老人福祉圏域の設定 8 他の計画との関係 9 その他 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 認知症施策の推進 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 7 介護サービス情報の公表に関する事項 8 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 9 災害に対する備えの検討 10 感染症に対する備えの検討

基本指針の記載事項について（第一 基本的事項①）

21

構成等の見直し案（第134回部会から追加した主な内容は赤字で記載）

※「見直しの方針案」のページ番号は資料2-2「基本指針（案）」について（新旧案）」のページに対応。

（見直し後の構成に基づき整理）

項目（前文、第一 基本的事項）	見直しの方針案
前文	・過年度の経緯に関する記載は削除。（P2） ・2040年に向けて人口減少やサービス需要の変化に地域差が生じることなど、第10期計画の策定に向けた背景や現状について記載。（P2） ・人材確保、生産性向上による職場環境改善、経営改善に向けた支援について、都道府県や市町村、地域の関係者が対策を議論し、講じていくことについて記載。（P3） ・介護現場における生産性向上の基本的な考え方について記載。（P3）
－ 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現	・国が介護人材確保や生産性向上、経営改善支援、科学的介護の推進を推進していく役割があることについて記載。（P3） ・2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に関する方向性について記載。（P3）
1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	・介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営の重要性について記載。（P6）
2 地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実・強化	・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）の考え方や、地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制の構築について記載。（P6）
3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	・入院のみならず、外来・在宅、介護との連携等も対象となった新たな地域医療構想等との接続の観点から、地域における様々な場面や主体間での医療・介護連携の重要性について記載。（P8）
4 日常生活を支援する体制の整備	・第10期期間中においても引き続き総合事業の充実に向けて取組を進めることの重要性について記載。（P9） ・総合事業にかかると継続利用要介護者が利用可能なサービスについて記載。（P9）
5 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	・地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携や役割分担等について記載。（P9） ・頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について、地域ケア会議等を活用しながら地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することの重要性について記載。（P10）
6 介護に取り組む家族等への支援の充実	・家族介護者への相談支援について、家族介護者支援に係る実態・ニーズを踏まえ、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者とその家族への支援や、家族介護者の働き方の希望等に配慮した支援の重要性について記載。（P10）
7 認知症施策の推進	・認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。（P11）
8 高齢者の住まいの安定的な確保	・有料老人ホームに係るサービスの質や事業運営の透明性の確保について記載。（P14） ・改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局との連携の重要性について記載。（P14）

（見直し後の構成に基づき整理）

項目（前文、第一 基本的事項）	見直しの方針案
9 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等	・介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、プラットフォームや協議会の構築・活用を中心に取組の全体像について記載。（P15）
10 その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項	
（一）高齢者虐待防止対策の推進	・高齢者向け住まい等における虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進について記載。（P17）
（二）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	・国・都道府県・市町村に求められる役割を整理し、介護現場に対する指導や支援等を行うことの重要性について記載。（P18）
（三）介護サービス情報の公表	—
（四）介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	・国が整備している介護サービス事業者経営情報に関するデータベースについて記載。（P19）
（五）災害・感染症対策に係る体制整備	・災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。（P19） ・介護施設等における防災・減災対策を推進するための計画的かつ着実な施設及び設備等の必要な整備を支援することについて記載。（P19） ・市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことについて記載。（P20）
二 介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項	
1 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携	・2040年に向けた中長期的な推計にあたり、共通の課題認識をもって議論を行うことや市町村を越えた広域的な議論をする体制の構築などの取組を進めることについて記載。（P21）
2 地域医療構想等との整合性の確保	・医療・介護連携を推進するため、総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場について、介護保険事業（支援）計画の検討の初期段階で開催する等の必要な取組を行うことの重要性について記載。（P23） ・本指針が今後策定される医療情報化推進方針に則して定めるとされていることを踏まえた対応について記載。（P23）
3 効果的・効率的な介護給付の推進	・介護給付の地域差について、サービス種類別、要介護度別、サービスの提供場所等の観点から総合的に分析し、その要因を明らかにするよう努めることについて記載。（P30）
4 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	・PDCAサイクルに沿った計画策定の基本的な考え方やロジックモデルの活用について記載。（P31）
5 保険者機能強化推進交付金等の活用	・自治体による介護予防の取組の充実や、中山間・人口減少対応等の新たな役割が発揮できるよう保険者機能の更なる強化につなげていくこと、地域の実情に応じて高齢者の自立支援・重度化防止に向けた成果目標等を設定した取組を推進していくことの重要性について記載。（P32）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①(第二 市町村計画)	項目②(第三 都道府県計画)	見直しの方針案
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	◎計画策定にあたっては、「時間軸」、「地域軸」の両視点を念頭に置き、地域住民等の関係者を交えて議論することについて記載。(P33, 80) ◎計画策定の前提となる地域の現状等を把握・分析する際に、別表1に掲げる指標を参考とすることについて記載。(P34, 80)
2 要介護者等地域の実態の把握等	2 要介護者等の実態の把握等	◎都道府県と市町村が共有の課題認識を持ってサービス提供のあり方を議論することについて記載。(P34, 81) ◎地域密着型サービスの整備促進について記載。(P35, 81) ○分析対象として介護サービスの提供状況の地域差を示す指標を追加。(P35) ○計画策定の前提となる地域の現状等を把握・分析する際に、別表1に掲げる指標を参考とすることについて記載。(P35)
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	◎介護保険事業（支援）計画作成委員会の構成員の例示として、住宅関係者を追加。(P38, 82) ●複数の市町村が市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組む場合に、都道府県が支援を行うことの必要性について記載。(P82)
4 都道府県との連携	4 市町村への支援等	◎都道府県と市町村との連携等が重要な事項の具体例（※）について記載。(P38, 84) ※都道府県と市町村の連携等が重要な事項（例） ・中山間・人口減少地域において人材確保やICT機器の活用等の生産性向上に係る支援を行うことや、それでもなおやむを得ない場合に新たな特例介護サービスや対象地域の検討。 ・介護サービスの見込み量を適切に定めるために有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数や入居者の状況等の把握に関する連携。 ・有料老人ホーム内等で提供される居宅サービスに対するケアプラン点検や指導監督の趣旨や観点（本人の自立支援や重度化防止等に資すること等）。 ●老人福祉圏域ごとの広域的調整を進めるため、意見交換の場を設ける等により、都道府県と市町村が緊密な連携を図ることの重要性について記載。(P84)
5 第10期の目標	5 第10期の目標	◎中長期的な推計（県は県全域及び老人福祉圏域別に作成）を踏まえて第10期の保険料や具体的な施策を定めることについて記載。(P40, 86)

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画②）

24

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①(第二 市町村計画)	項目②(第三 都道府県計画)	見直しの方針案
6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	●点検ツールを活用した市町村が施策・事業の振り返りを行うための支援等について記載。(P87)
7 他の計画との関係	7 市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係	
	(一) 市町村介護保険事業計画との整合性の確保	●基本的記載事項から移行。(P88)
(一) 市町村老人福祉計画との一体性	(二) 都道府県老人福祉計画との一体性	—
(二) 市町村計画との整合性	(三) 都道府県計画との整合性	—
	(四) 地域医療構想及び医療計画との整合性	●介護保険事業（支援）計画の作成過程における都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容や時期等に関する基本的な考え方について記載。(P89)
(三) 市町村地域福祉計画等との調和	(五) 都道府県地域福祉支援計画との調和	○重層的支援体制整備事業に加えて、小規模市町村における新たな事業について記載。(P43)
(四) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和	(六) 都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	—
(五) 認知症施策推進基本計画を踏まえた取組	(七) 認知症施策推進基本計画を踏まえた取組	◎認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。(P45、92)
(六) その他法律の規定による計画等との調和	(八) その他法律の規定による計画等との調和	◎調和を保つものとする計画を列挙する形で整理。(P47、93)
8 その他	8 その他	—
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	
1 日常生活圏域	1 老人福祉圏域	◎圏域設定の考え方等に関する項目を統合・整理。(P47、94)
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計	◎2040年度を含む中長期的な推計を行うこと、各年度や中長期的な推計にあたっては、高齢者向け住まいの整備状況や医療との連携の状況を勘案することについて記載。(P48、94) ○地域密着型サービスについて、地域住民や医療機関等への周知及び整備の推進、隣接市町村間の連携によるサービス活用推進の必要性について記載。(P48)

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
3 各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計		○ 2040年度を含む中長期的な推計を行うこと、各年度や中長期的な推計にあたっては、高齢者向け住まいの整備状況や医療との連携の状況を勘案することについて記載。(P51) ○ 総合事業に係る継続利用要介護者の利用可能なサービスについて記載。(P51) ○ 通いの場の参加率の目標値を2040年までに更新。(P52) ○ 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営の重要性について記載。(P52) ○ 介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所による直接実施が可能となることについて記載。(P53)
4 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項	3 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項	◎ 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項（中山間・人口減少地域対応、医療・介護連携、高齢者向け住まい、人材確保・生産性向上・経営改善支援等）について記載。(P53、96)
5 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	4 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	● 都道府県が伴走的な支援や生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を行うことの重要性等について記載。(P99) ○ 頼れる身寄りのない高齢者等への支援について、地域包括支援センター等の業務負担軽減等に留意しつつ、地域全体の課題として連携・議論を行い、連携先の整理や社会資源の検討を行いながら、改めて市町村における相談支援体制の整備を行うことが重要である旨記載。(P55) ○ 総合事業に係る継続利用要介護者の利用可能なサービスについて記載。(P56)
	5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等及び目標設定	● 介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、プラットフォームの構築・活用や目標設定など、具体的な記載事項や取組（人材推計の実施、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援、介護職の魅力向上、ハラスメントへの対応、外国人材の受入環境整備等）について記載。(P101) ● 生産性向上、経営改善支援等については、協議会の活用や目標設定など、具体的な記載事項や取組（介護事業者からの相対対応や伴走支援、経営の協働化による経営基盤の強化等）について記載。(P102) ● 訪問看護に関する総合的な支援について記載。(P106) ● 「電子申請・届出システム」の利用推進による介護分野の文書負担軽減の重要性について記載 (P106)

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①(第二 市町村計画)	項目②(第三 都道府県計画)	見直しの方針案
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	
1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項	1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項	
(一) 在宅医療・介護連携の推進	(一) 在宅医療・介護連携の推進	◎既存会議体等を活用した高齢者施設と協力医療機関のマッチング支援について記載。(P58、107)
(二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	(二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	◎一体的実施の取組に関し、質の向上及び量の拡充を図るフェーズに移行していることについて記載。(P59、107)
(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	◎互助の推進について追記し、多様な主体の例示について記載。(P59、107) ○多様な活動や事業を含めた地域の支え合い体制の状況把握の重要性について記載。(P60) ●都道府県が伴走的な支援や生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を行うことの重要性等について記載。(P108)
(四) 地域ケア会議の推進	(四) 地域ケア会議の推進	◎頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について、市町村が主体となって関係者を含めて地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進、都道府県による支援について記載。(P60、108) ○地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）において、頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化すること、地域の関係者との協働や多機関連携を更に推進していくことについて記載。(P61)
	(五) 介護予防の推進	—
(五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携	(六) 高齢者の居住安定に係る施策との連携	◎改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局との連携の重要性について記載。(P62、109)
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策		○特に中山間・人口減少地域において、真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等について記載。(P62) ○新たな特例介護サービスについて関係者の意見を聞くことの重要性について記載。(P63)
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策		○総合事業の実施状況の評価の際、各サービス・活動の質の向上のために、利用者の要介護度や利用者への効果に着目して分析・評価を行うことの重要性について記載。(P65)

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①(第二 市町村計画)	項目②(第三 都道府県計画)	見直しの方針案
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	●中山間・人口減少地域において、真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等について記載。(P110)
5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	○介護人材確保や生産性向上等による職場環境改善に加えて、経営改善支援について記載。(P65) ○介護人材確保について、プラットフォームの構築・活用を中心に、具体的な記載事項や取組（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備等）について記載。(P65) ○生産性向上、経営改善支援等に関し、協議会を活用した取組の推進など、具体的な記載事項や取組について記載。(P67) ○「電子申請・届出システム」の利用推進による介護分野の文書負担軽減の重要性について記載。(P70)
(一) 介護給付等対象サービス		—
(二) 総合事業		○総合事業に係る継続利用要介護者が利用可能なサービスについて記載。(P71)
(三) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化		○地域包括支援センターの体制整備に向けた取組として、居宅介護支援事業所による介護予防ケアマネジメントの直接実施等について記載。(P72) ○地域包括支援センターの事業評価指標も活用しながら機能強化を図る重要性について記載。(P72) ○地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等の策定・見直しについて記載。(P73)
(四) 介護に取り組む家族等への支援の充実		○家族介護者支援の充実に向けて、家族介護支援事業をはじめとした各種事業の効果的な活用や、実態・ニーズの適切な把握の重要性について記載。(P74)
(五) 高齢者虐待防止対策の推進		○養護者に該当しない者による虐待防止にあたり、地域支援事業や包括的相談支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みの活用について記載。(P74, 114)
(六) 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進		○国が構築するシステムを活用した事故情報の傾向把握、都道府県による市町村への相談対応・助言等の重要性について記載。(P74, 114)

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①(第二 市町村計画)	項目②(第三 都道府県計画)	見直しの方針案
6 認知症施策の推進	4 認知症施策の推進	◎認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。(P75、114)
7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況	5 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況	◎改正老人福祉法施行後においては、登録制の対象となるホーム等について、入居定員総数を記載することの追記。(P77、117) ◎将来に必要な介護保険施設や特定施設入居者生活介護等の介護サービス基盤の整備に当たり、特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム等における要介護者等の状況を踏まえることについて記載。(P77、117) (注) 次頁の八も確認すべき指標・状況として考えられる。
8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	6 介護サービス情報の公表に関する事項	—
	7 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	—
9 市町村独自事業に関する事項		—
10 災害に対する備えの検討	8 災害に対する備えの検討	◎災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。(P79、119) ◎介護施設等における防災・減災対策の一層の推進について記載。(P79、119) ◎市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について記載。(P79、119)
11 感染症に対する備えの検討	9 感染症に対する備えの検討	◎市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について記載。(P80、120)

介護保険事業(支援)計画の策定に当たって確認すべき指標・状況

29

- 第10期計画においても、サービス見込量の算定や2040年に向けた中長期的な推計の実施、保険料の算定が必要となる（第9期と同様）。
- 現行の基本指針では、計画の策定に当たって確認すべき指標は掲げていないが、都道府県、市町村及び地域の関係者が共通の課題認識を持つことに資するよう、基本指針に新たな別表を設け、確認すべき指標・状況を一覧として示すこととしてはどうか。

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字

（下線は、見える化システムの改修等により、令和8年度以降、自治体において新たに把握が可能となる指標）

事項	確認すべき指標・状況	内容	（参考）把握方法 ※指針には記載しない
一 地勢と交通	地域特性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏 等	特に訪問・通所困難地域がある場合は、当該地域へのアクセスや社会資源の状況等を確認すること。	各自治体で独自に把握
二 人口構造	年齢三区人口、高齢化率、世帯数（単身高齢・高齢夫婦のみ） 等	中長期的需要の傾向を把握するため、過年度及び中長期の推移等を確認すること。	見える化システム （新）人口メッシュ
三 人口動態	出生数、死亡数、健康寿命 等	認定率の推計や医療介護連携に資するため、死亡場所別の死亡数等について、過年度の推移等を確認すること。	見える化システム 人口動態統計
四 認定者数の状況	要介護認定者数、要介護認定率 等	サービス見込量の推計等に資するため、要介護度別の要介護認定者数、年齢調整後の要介護認定率等について、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム
五 介護サービス等の利用状況	受給者数、受給率、自市町村内の事業所によるサービス提供割合、1人あたり費用額・算定回数、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR（standardized claim-data ratio、性・年齢調整済みレセプト出現比）） 等	介護サービスの利用状況や傾向等の把握に資するため、サービス別の受給率、1人あたり費用額、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）等について、過年度の推移や直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新）自市町村内の事業所によるサービス提供割合・介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）
六 介護サービス見込量（推計）	介護サービス見込量、地域支援事業見込量、家族の就業の状況・意向 等	PDCAサイクルに沿った計画作成に資するため、サービス別の見込量について、家族等の就労継続や負担軽減の必要性等も踏まえ、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム、在宅介護実態調査
七 介護保険施設・事業所の状況	介護保険施設・事業所数、利用者数、入所率、稼働率、従事者数 等	サービス提供体制の現状や過不足を把握するため、1人あたり施設・事業所数や事業所別の入所率等を確認すること。	見える化システム （新）入所率、職員数推移
八 高齢者向け住まいの状況	有料老人ホーム等の施設数・戸数、入居者数、 <u>定員</u> 、 <u>要介護者等である入居者の状況</u> 等	サービス見込量の推計等に資するため、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの設置状況及び入居者の状況（65歳以上高齢者数、認定者数、介護サービス受給者数等）を確認すること。	適正化システムの改修（新） （新）高齢者向け住まいに入居する被保険者の要介護度等、介護サービス利用状況
九 地域支援事業（日常生活支援・総合事業等）の状況	多様なサービス・活動の数・参加者数、通いの場の数・参加者数、地域包括支援センターにおける相談体制の状況、インセンティブ交付金における評価等	多様なサービス・活動の数や参加者数、通いの場の数や参加者数、地域包括支援センターにおける相談等の件数や居宅介護支援事業所との連携状況、インセンティブ交付金における評価等について、過年度及び直近の状況を確認すること。	介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査（多様なサービス・活動、通いの場等）、地域包括支援センター運営状況調査
十 医療介護連携の状況	医療介護連携に関する加算の算定状況 等	医療介護連携の取組状況を把握するため、管内事業所の医療介護連携に関する各種加算の算定実績について、過年度及び直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新）レーダーチャート
十一 認知症の人の数及び関連施策の状況	自治体内の認知症の人の数や推計値、認知症疾患医療センター、認知症サポート医等の機能や利用者数、ピアサポート活動や就労等の社会参加の機会、場の数・利用者数 等	地域における認知症の人の数や推計値を算出し、その上で認知症疾患医療センターは始めとする地域の医療資源の機能や利用者等を確認すること。また、認知症カフェや本人ミーティング、ピアサポート活動、就労といった社会参加の機会、場について、地域においてどのようなものがあるか、どれくらい活用されているかを確認する。	各自治体で把握（疾患医療センター、サポート医等の地域の医療資源、及び認知症カフェ等の社会参加の機会や場）

参考資料

1. 65歳以上高齢者数の推移_____ 31
 2. 要介護認定者数の推移_____ 32
 3. 介護サービス利用者数の推移_____ 33
 4. 介護給付費の推移_____ 34
 5. 第1号保険料月額推移_____ 35
 6. 介護保険法(抄)_____ 36
 7. 地域における医療及び介護の総合的な
確保の促進に関する法律(抄)_____ 38
 8. 西暦・和暦・計画期別の対応_____ 39
- 

1. 65歳以上高齢者数の推移

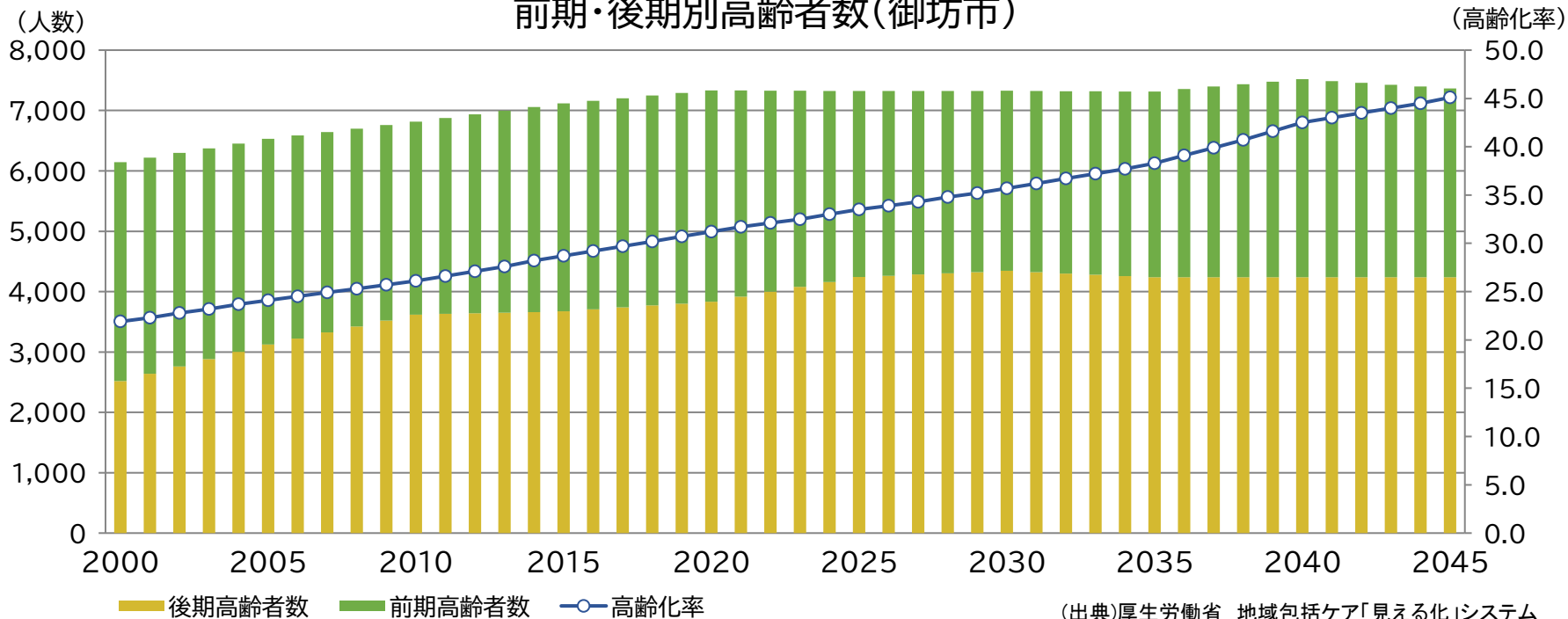


31

		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
後期高齢者数	(人)	2,516	2,638	2,759	2,881	3,003	3,125	3,224	3,323	3,422	3,521	3,620	3,631	3,641	3,652	3,662	3,673	3,705	3,737	3,770	3,802	3,834	3,916	3,998
前期高齢者数	(人)	3,627	3,583	3,539	3,494	3,450	3,406	3,364	3,322	3,279	3,237	3,195	3,245	3,295	3,345	3,395	3,445	3,456	3,467	3,477	3,488	3,499	3,415	3,331
高齢化率	(%)	21.9	22.3	22.8	23.2	23.7	24.1	24.5	24.9	25.3	25.7	26.1	26.6	27.1	27.6	28.2	28.7	29.2	29.7	30.2	30.7	31.2	31.7	32.1

		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045
後期高齢者数	(人)	4,079	4,161	4,243	4,263	4,283	4,303	4,323	4,343	4,322	4,300	4,279	4,257	4,236	4,236	4,237	4,237	4,238	4,238	4,238	4,239	4,239	4,240	4,240
前期高齢者数	(人)	3,248	3,164	3,080	3,061	3,041	3,022	3,002	2,983	3,002	3,021	3,040	3,059	3,078	3,118	3,159	3,199	3,240	3,280	3,249	3,218	3,188	3,157	3,126
高齢化率	(%)	32.5	33	33.5	33.9	34.3	34.8	35.2	35.7	36.2	36.7	37.2	37.7	38.3	39.1	39.9	40.7	41.6	42.5	43	43.5	44	44.5	45.1

前期・後期別高齢者数(御坊市)



(出典)厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

2. 要介護認定者数の推移

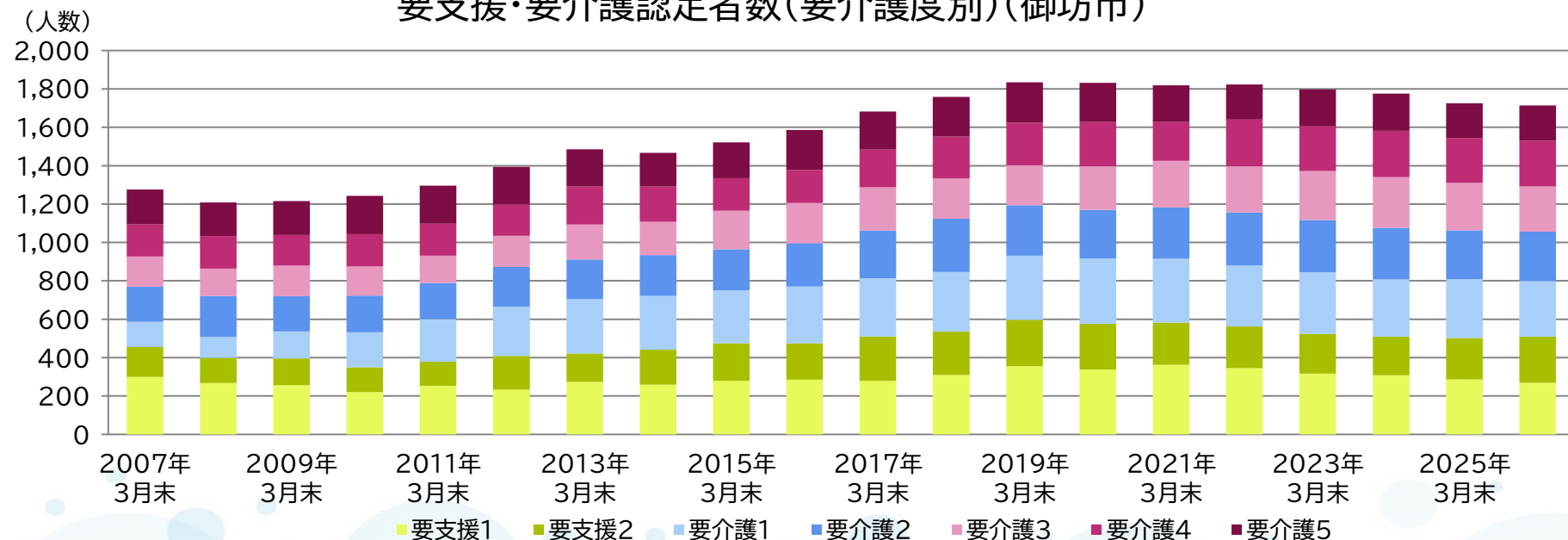


32

		2007 年 3月末	2008 年 3月末	2009 年 3月末	2010 年 3月末	2011 年 3月末	2012 年 3月末	2013 年 3月末	2014 年 3月末	2015 年 3月末	2016 年 3月末	2017 年 3月末	2018 年 3月末	2019 年 3月末	2020 年 3月末	2021 年 3月末	2022 年 3月末	2023 年 3月	2024 年 3月末	2025 年 3月末	2026 年3月末 時点
要支援1	(人)	299	268	257	221	253	234	274	259	280	285	280	310	356	338	363	345	317	308	287	270
要支援2	(人)	156	130	138	129	125	174	147	182	194	190	230	226	240	238	220	217	207	201	215	239
要介護1	(人)	130	109	142	182	223	257	284	281	276	296	303	311	335	341	333	319	321	299	307	290
要介護2	(人)	183	214	183	191	188	208	206	212	214	225	249	276	263	253	267	276	271	268	255	257
要介護3	(人)	158	143	160	152	142	162	183	174	201	210	226	211	208	227	242	240	256	264	246	236
要介護4	(人)	168	169	159	168	167	163	198	183	170	172	196	218	223	230	203	243	232	242	234	238
要介護5	(人)	181	176	176	200	198	195	194	176	186	208	198	207	210	204	191	183	193	193	181	184
合計	(人)	1,275	1,209	1,215	1,243	1,296	1,393	1,486	1,467	1,521	1,586	1,682	1,759	1,835	1,831	1,819	1,823	1,797	1,775	1,725	1,714

※第2号被保険者を含む

要支援・要介護認定者数(要介護度別)(御坊市)

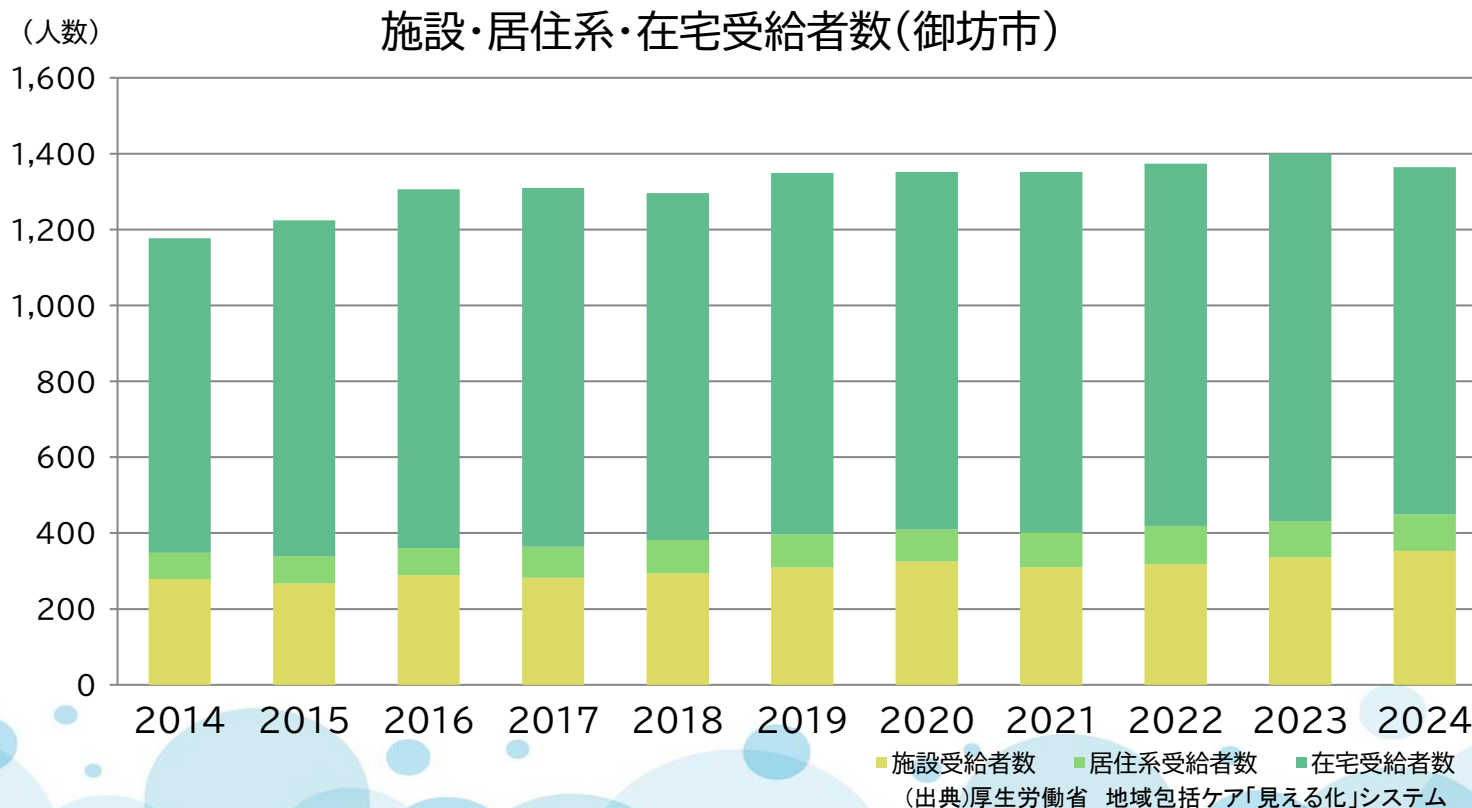


(出典)厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

3. 介護サービス利用者数の推移



		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
施設受給者数	(人)	279	267	289	282	294	309	325	310	318	336	353
居住系受給者数	(人)	69	72	71	82	88	88	85	92	101	96	96
在宅受給者数	(人)	829	885	946	946	914	952	942	950	955	969	915
合計受給者数	(人)	1,177	1,224	1,306	1,310	1,296	1,349	1,352	1,352	1,374	1,401	1,364

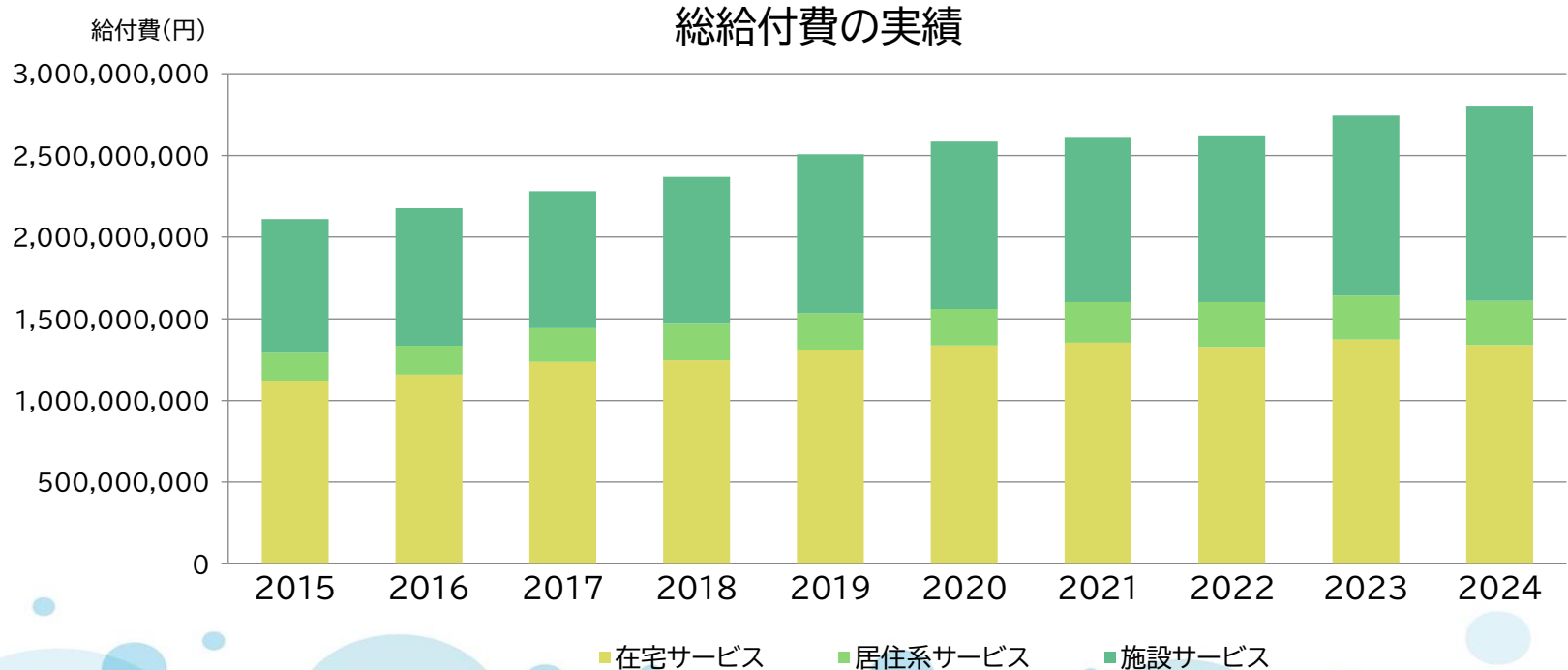


4. 介護給付費の推移

34

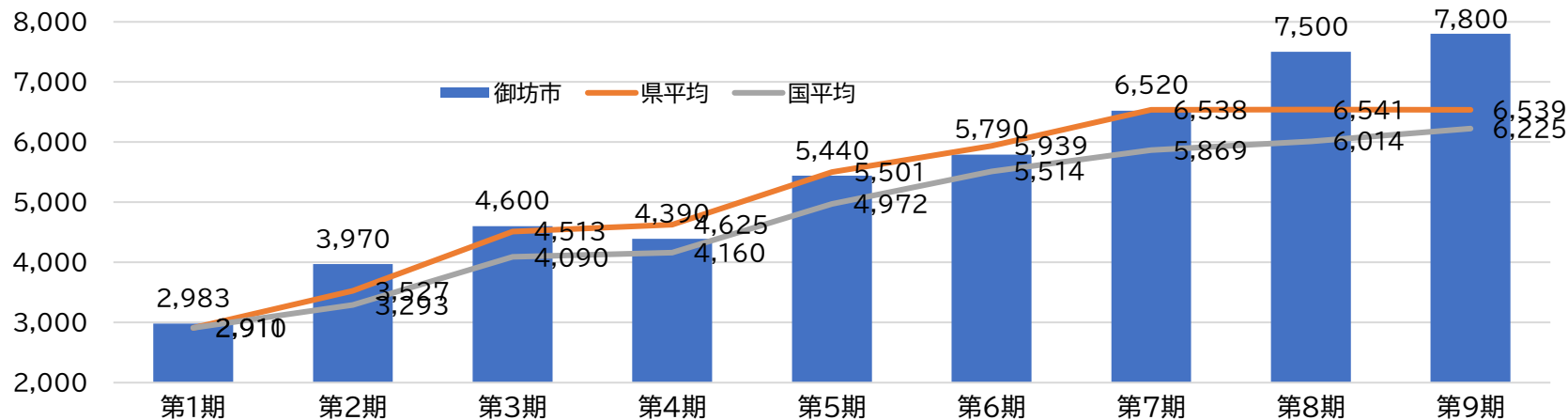
単位:円

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
合計	2,110,049,942	2,177,718,610	2,280,951,716	2,369,479,644	2,506,519,077	2,585,534,222	2,608,369,562	2,622,710,697	2,743,747,694	2,804,639,144
在宅サービス	1,119,326,135	1,159,180,238	1,235,622,010	1,246,294,870	1,308,282,750	1,336,831,119	1,354,090,076	1,327,065,628	1,373,317,798	1,339,082,985
居住系サービス	172,751,448	175,398,622	207,260,886	223,778,368	227,231,987	222,905,360	247,568,173	275,745,902	269,102,327	271,205,204
施設サービス	817,972,359	843,139,750	838,068,820	899,406,406	971,004,340	1,025,797,743	1,006,711,313	1,019,899,167	1,101,327,569	1,194,350,955

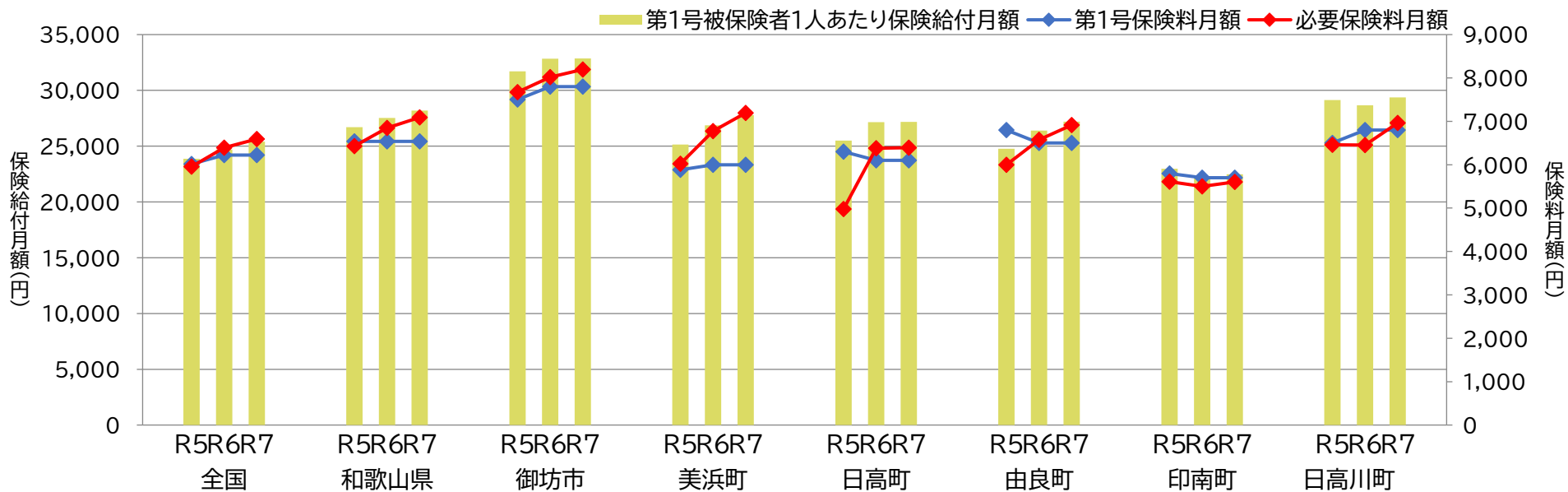


(出典) (実績値) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和6年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

5. 第1号保険料月額の推移



第1号被保険者1人あたり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額



(時点) 令和5年(2023年),令和6年(2024年),令和7年(2025年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および介護保険事業計画報告値 R6年度はR7.2サービス提供分まで、R7年度はR8.1サービス提供分までの数値を用いて、当該年度の指標値を算出しています。

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2~4 略

(国民の努力及び義務)

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第5条 略

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

4 略

6. 介護保険法(抄)(平成9年法律第123号)

(基本指針)

第116条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2~4 略

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2~13 略

(都道府県介護保険事業支援計画)

第118条 都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2~11 略



7. 地域における医療及び介護の総合的な確保の 促進に関する法律(抄)(平成元年法律第64号)。

(総合確保方針)

第3条 厚生労働大臣は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(以下「総合確保方針」という。)を定めなければならない。

2 総合確保方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項に規定する基本方針及び介護保険法第116条第1項に規定する基本指針の基本となるべき事項
- 三 次条第1項に規定する都道府県計画及び第5条第1項に規定する市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項
- 四 前2号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、次条第1項に規定する都道府県計画、医療法第30条の4第1項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）及び介護保険法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）の整合性の確保に関する事項
- 五 公正性及び透明性の確保その他第六条の基金を充てて実施する同条に規定する都道府県事業に関する基本的な事項
- 六 その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関し必要な事項

8. 西暦・和暦・計画期別の対応

西 暦	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
和 暦	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
計画期	第1期計画			第2期計画			第3期計画			第4期計画		

西 暦	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
和 暦	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
計画期	第5期計画			第6期計画			第7期計画			第8期計画		

西 暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029
和 暦	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画期	第9期計画			第10期計画		

3. 第9期計画の取組総括

基本理念と基本目標	41
健康づくり	42
暮らしづくり	33
権利擁護の推進	44
認知症支援の充実	52

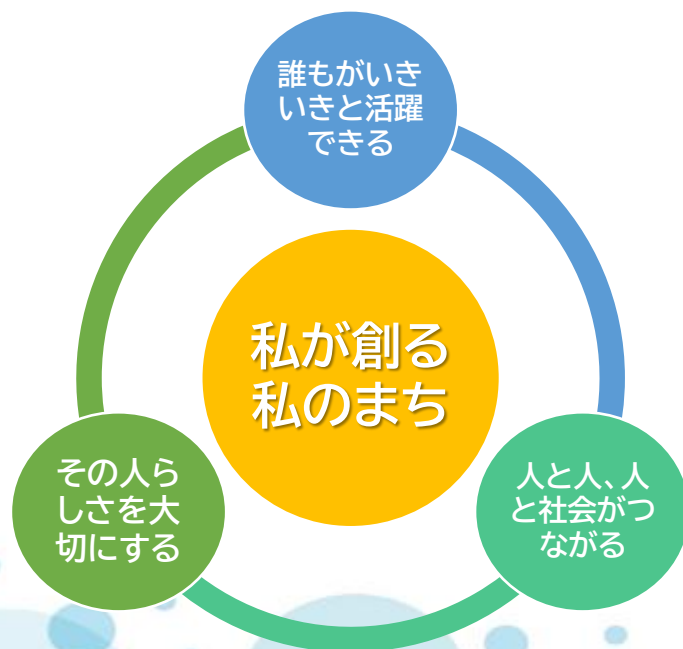


第9期計画の基本理念と基本目標

基本理念

私が創る私のまち

誰もが住みやすいまち、
いきいきと活躍できるまちを目指すことで、
人と人、人と社会がつながり、
その人らしさを大切にするまちを創る



基本目標

健康づくり

誰もがいきいきと活躍するために

暮らしづくり

その人らしい暮らしの維持のために

権利擁護の推進

その人らしさを大切にするために

認知症支援の充実

誰もが希望を持って自分らしく暮らし続けるために

(第2期御坊市認知症施策推進基本計画)

誰もがいきいきと活躍するために

目指す姿

こころとからだの健康に関する正しい知識が普及し、一人ひとりが自身に合った健康づくり・フレイル予防・重度化防止に主体的に取り組むことができる。
(セルフケア能力の向上)

現状と課題

「転倒経験がある」の増加
生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整や地域づくり等により、環境へのアプローチが必要

施策の展開

- ・ 多様な場面における介護予防・フレイル予防の知識の普及
- ・ 世代を超えた運動機会の提供
- ・ 生活支援体制整備事業との連携

多様な場面において住民や介護支援専門員、事業者など地域全体への介護予防や自立支援に関する理解を促し、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境作りに取り組む。

保健事業と介護予防の一体的実施の推進

実施日常生活圏域	R6	R7	R8
目標値	6	6	6
実績値	6	6	6

- フレイル予防等の普及啓発活動や健康教育・健康相談を実施することで高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる環境づくりに取り組む。



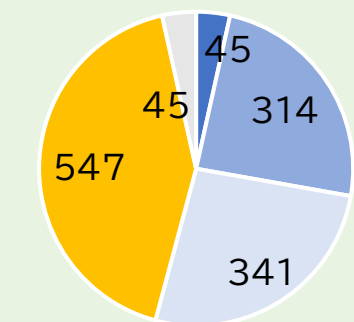
R6年度は、地域デイケアサロン、R7・8年度はいきいき百歳体操グループで実施。



■ ■ 自立支援の定義 ■ ■

「どう暮らしていきたいか」を
本人と考え
「できること」へ気づき
「したいこと」が
実現できるように
(時に)支え、
(時に)あと押しすること

【フレイルの認知度】



- よく知っている
- ある程度知っている
- 言葉を聞いたことがある
- 全く知らない
- 未回答

短期集中予防サービスの利用促進

利用者数	R6	R7	R8
目標値	40	50	50
実績値	11	7	4 (R8.6末)

- 生活に課題を抱える高齢者を対象に、専門職が3か月間の集中プログラムを実施し、心身機能の改善を図る。多職種が連携し、セルフケア能力を高め、終了後も自立した生活を継続できる状態を目指す。

リハ職による
短期集中プロ
グラムを実施心身機能が
向上セルフケア
能力を
身に付ける自立した
生活を継続
できる

地域ケア会議の充実

		R6	R7	R8
開催 回数	目標値	20	24	24
	実績値	20	20	20
検討 事例数	目標値	80	96	96
	実績値	72	70	-

- 地域でのよりよい暮らしを考える個別事例の検討を行うことで、自立支援に関する理解を促し、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境づくりに取り組む。ふり返りの会を年2回開催し、個別課題から地域課題の抽出、施策の検討を行う。

自立支援型
地域ケア個別
会議を開催本人の暮らし・強
みに焦点をあて
る意識の向上専門職の
アセスメント
力向上自立支援に
取り組むこと
ができる

通いの場の立ち上げ及び継続支援

グループ数	R6	R7	R8
目標値	20	22	25
実績値	20	21	23 (R8.6末)

- いきいき百歳体操を中心とした、通いの場の立ち上げ及び活動の継続支援を行う。

通いの場が
増える社会参加と
交流の機会
が増えるフレイルを予
防することが
できる自分らしい
暮らしを継
続できる

ステキ体操GO!GO!GOBOの普及啓発



啓発活動回数	R6	R7	R8
目標値	12	12	12
実績値	12	10	—

- 市オリジナル体操の普及啓発活動を市のイベント、健康教室等で実施する。
- 市ホームページで動画公開を行っているが、産業振興課等と連携し、市の公認PRキャラクターが観光地で体操を行う等の内容に動画をリニューアルし、幅広い世代への普及を目指す。
- R7年度には名田小学校からの依頼で運動会において地域住民も交え取り組んだ。

体操の普及啓発
をする

体操をきっかけに
運動機会が増加

健康づくりに主
体的に取り組む

世代を超えた
交流の機会が
できる

市立体育館を活用した運動機会の創出

- 健康意識を高めるため、自分でできる運動(ノルディックウォーキングなど)の体験会を開催する。
- 和歌山スポーツ振興財団、教育課の協力を得て従来の介護予防体操にとらわれない運動機会の創出を目的として実施。



測定会と併せた
運動機会の提供

さまざまな運動
を知る

健康意識が
高まる

運動を継続する
人が増える

単身高齢者が
増加

孤食に
なりがち

食事品目
が減る

低栄養状態
になりやすい

筋力が
衰える

外出機会
の減少

社会参加・共食の機会づくり

- ・「共食の機会づくり」に取り組むことで、単に「楽しく食事をする」というだけでなく、食事をきっかけとした健康づくりと支え合いの地域づくりを目指す。
- ・地域ケア個別会議のふり返りの会をきっかけに、生活支援コーディネーター、管理栄養士、理学療法士等医療専門職と連携・協議を図りながらR7年度に開催した。
- ・【対象】短期集中予防サービス終了者
- ・モニタリング及び運動・栄養に関する学びの場の提供を目的とし共食の会を開催。
- ・参加12人(本人及びその家族、担当ケアマネジャー)



共食の機会を
作る

食事を通して
社会参加をする

食事を楽しむこ
とで食事量が増
える

フレイル予防が
できる

その人らしい暮らしの維持のために

目指す姿

「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えた、支え合いの仕組み、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様なサービスが整備されている。

現状と課題

生活支援コーディネーターを市包括・社協・在宅介護支援センターに配置
社会の高齢化に対応するため、地域の支え合いの意識の醸成に取り組む

施策の展開

- ・ 地域で支え合う意識の醸成
- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 介護サービスの質の確保・向上と介護給付適正化の推進
- ・ 介護サービスの基盤整備と介護に取り組む家族等への支援の充実

高齢者世帯、
認知症の人が増加

社会的孤立
のリスクが
高まる

生産年齢人
口は減少

社会構造の
変化

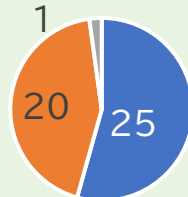
介護保険だけで
地域での暮らし
を支えられない

地区別懇談会の開催

- 日常生活圏域ごとに地区別地域福祉懇談会を開催する。
- 地域見守り協力員の寄り合いを開催し、研修や活動報告を行う。
- 計画的な生活支援コーディネーターの活動を推進する。

R8.3.19開催「地域見守り協力員の寄り合い」アンケートから

【研修満足度】



- とてもよかった
- よかった
- 普通

- 活動の大切さを学べた。
- 情報交換や交流ができてよかった。
- 日ごろからの声かけ・つながりが大切
- 地域の高齢化が進み、見守りの必要性が高まっている。

地区別懇談会を
開催する

地域のニーズと
強みを知る

SC活動と地域
住民がつながる

地域で支え合う
意識が生まれる

ごぼう総活躍のまち講座の開催

- 認知症のことを正しく知り、認知症になってからも希望をもって暮らせるよう、出前講座を実施する。
- 「ごぼう総活躍のまち講座」では、認知症になってからも自分らしく暮らしている方たちの紹介や、本人たちからのメッセージから、市民一人ひとりがこれからできる「備え」について、考える機会を提供している。

まち講座を
開催する

認知症の
ことを正しく
知る

民間企業に
広げる

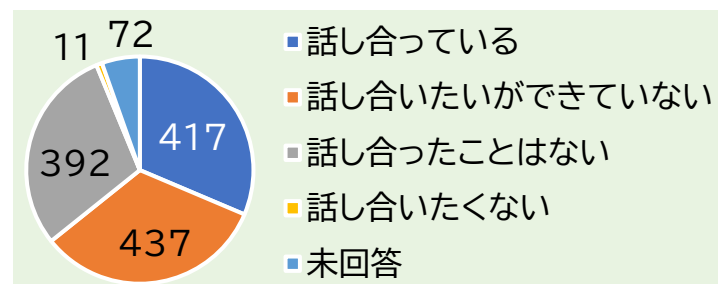
企業の資源
を知る

地域で支え
合う意識の
醸成



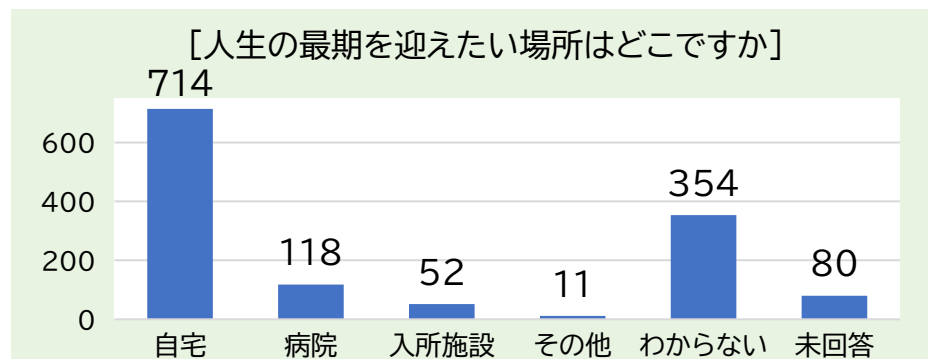
ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発

- 講演会やゲームを活用し、もしものときのための話し合いの機会の提供やACPの知識の普及に取り組む。



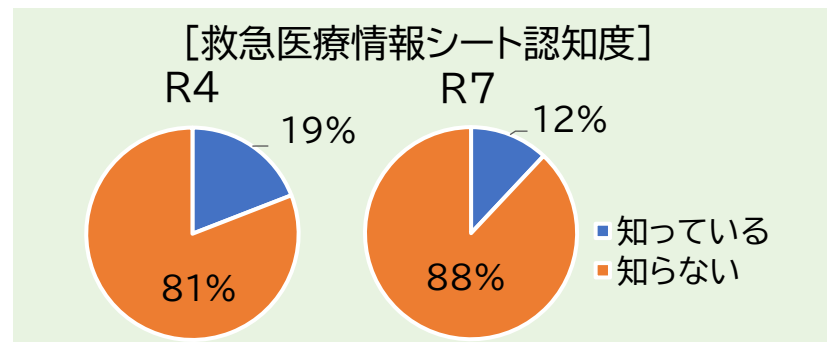
在宅看取りの知識の普及

- 地域全体で「自宅で最期を迎えること」に対する理解を深め、在宅看取りを可能にする地域づくりに取り組む。



救急医療情報シートの普及

- 救急隊が診療情報を把握することで、適切な判断を行い、迅速な搬送につながるとともに、家族等への連絡をスムーズに行うことができるよう、シートの普及、記入機会の提供に取り組む。



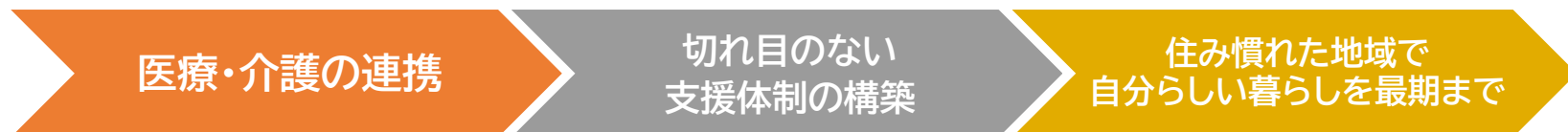
看取り期における情報連携ツールの活用

- 本人またはその家族への支援及び在宅看取りに関わる関係者が情報を共有し、良好な連携を築くことを目的とし、御坊・日高圏域で共通の連携シートを作成し、活用する。



日高在宅医療サポートセンター

- 住み慣れた家や地域で、いつまでも安心して生活できるよう医療機関の充実強化と、在宅医療を進めるうえでの医療・保健・福祉の各分野の多職種が、機能的に連携できる仕組みづくりを目指す。必要な医療介護サービス資源の把握、情報提供はもとより、連携推進を図るための各種研修事業を積極的に実施する。



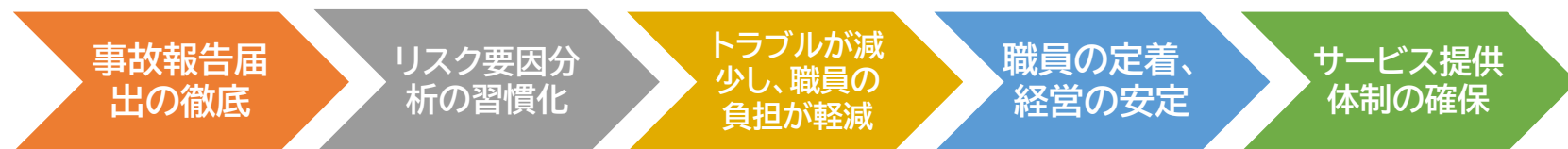
計画的な運営指導の実施

- 事業者の支援を基本とし、計画的な運営指導を実施する。



リスクマネジメントの推進

- サービスの提供にあたり伴う事故のリスクを未然に防ぐため、リスクマネジメントを推進し、安定的な介護サービスの提供体制整備につなげる。



要介護認定の適正化

		R6	R7	R8
市職員調査率 (更新申請) (%)	目標値	98.0	98.0	98.0
	実績値	94.9	62.7	-

- 更新申請に係る認定調査についても、市職員による調査実施率を向上させ、要介護認定調査の平準化を図る。



ケアプラン点検・住宅改修点検の推進

ケアプラン 点検数	R6	R7	R8
目標値	35	40	45
実績値	18	38	—

- 国保連合会の適正化システムから出力される帳票を活用したケアプラン点検を実施する。住宅改修の施工前にリハビリテーション専門職が関与し、自立支援に資する改修内容か点検を実施する。

点検を実施
するCMの気づ
きを促す自立支援が
促進されるケアの質が
向上する

福祉用具例外給付届出の徹底

- 国保連合会の適正化システムから出力される帳票を活用し、軽度者に対する福祉用具の例外給付の届け出を徹底する。

例外給付届
出の徹底過剰な支援に
よる廃用の
防止アセスメント力
と自立支援
意識の向上重度化防止
につながる

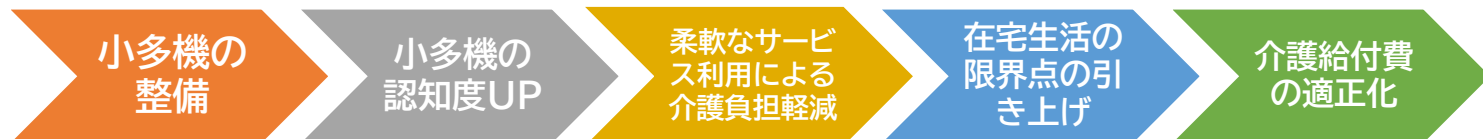
医療情報との突合・縦覧点検

- 国保連合会に委託し、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報や介護保険の給付情報を突合し、給付日数やサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図る。

重複請求や
誤請求を発見
する不正請求
の抑止医療と介護の
連携不足の
解消多職種連携に
つながり、地域包
括ケアシステムの
質が向上する

小規模多機能型居宅介護事業所の整備

- 継続的な支援体制の整備を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所を整備する。



業務のオンライン化の推進

- 電子申請・届出システム
- ケアプランデータ連携システム

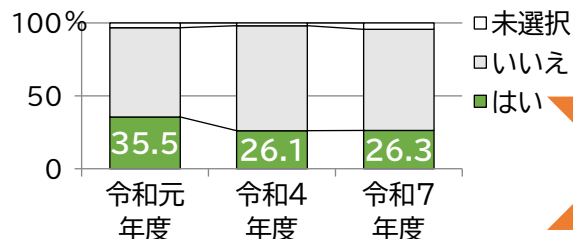


家族介護者支援



地域包括支援センターの周知

〔認知症の相談窓口を知っているか〕



- 市の広報、出前講座等あらゆる機会を通じ地域包括支援センターの周知を図り、関係機関と連携した支援を進める。

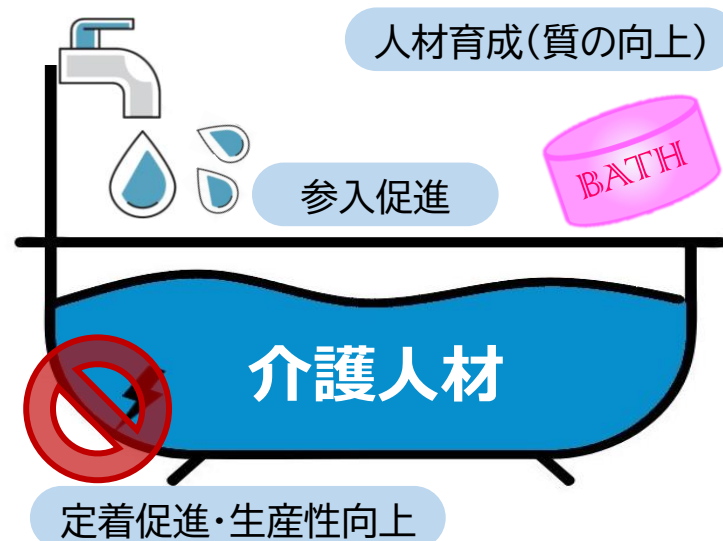


御坊・日高圏域介護人材確保推進プロジェクトチーム

- 御坊・日高圏域市町、介護サービス事業者連絡協議会等により、プロジェクトチームを組織し、課題の整理、施策の検討に取り組む。施策の検討に当たっては、参入促進、人材育成、定着促進・生産性向上の観点から総合的な対策を検討。



- 介護支援専門員資格取得支援、事業所の紹介も含めた介護職の魅力発信、管理職向け研修、働きやすい職場づくりの支援等に取り組む。



適切なケアマネジメント手法の普及・定着

- 適切なケアマネジメント手法を普及・定着させることで、ケアマネジメントの質の標準化を図り、質の高いケアマネジメントを公平に受けられる。



その人らしさを大切にするために

目指す姿

意思決定支援の考え方が浸透し、意思決定能力に応じた支援体制が整備されている。高齢者の権利を守るネットワークが構築されている。高齢者虐待防止について、周知徹底できている。

現状と課題

判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。

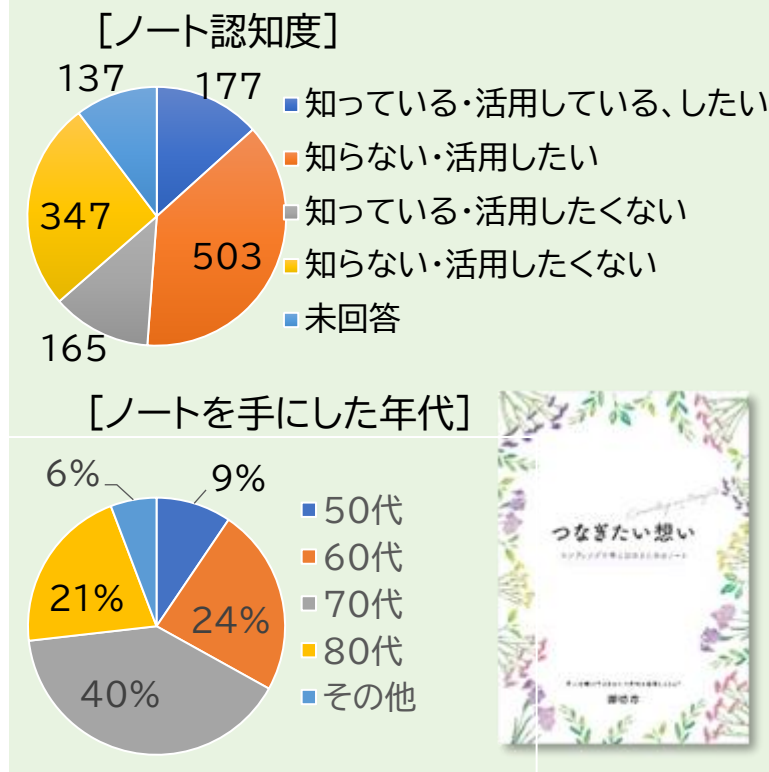
施策の展開

- 意思決定支援の取組の推進
- 地域連携ネットワークの機能強化
- 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化

すべての住民が自ら意思決定し、自分らしさを全うできるよう、権利擁護支援を推進する。

エンディングノートの作成・活用

- 権利擁護推進協議会にて「最期まで自分らしく歩むため」に自身の想いを残す・つなぐツールとしてエンディングノートの作成を決定。ワーキングチームを結成し、協議会での協議を経て、令和7年9月に御坊市版エンディングノート「つなぎたい想い～エンディングを考え始めるためのノート～」が完成。



御 坊 市 権 利 擁 護 推 進 協 議 会

- 権利擁護推進協議会の枠を超えた多職種連携を図るため、事例検討会を開催し専門職がオブザーバー参加することで、支援者のスキル及びチーム力の向上、ネットワークの機能強化につなげている。

専門職がオブ
ザーバー参加

相談対応の
チーム力向上

適切な支援の
実施

孤立する人を
なくす

成 年 後 見 制 度 の 利 用 促 進

成 年 後 見 制 度 利 用 支 援 事 業

消 費 者 被 害 対 策 の 強 化



支援者を対象
に研修

適切な支援に
つなげること
ができる

成年後見制度
の利用が
増える

権利侵害から
守る

後見人等の
報酬を助成
する

費用負担が
軽減する

成年後見制度
の利用が
増える

権利侵害から
守る

高齢者虐待防止ネットワーク会議

- 高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心として関係機関が連携し、虐待の早期発見、適切な介入を支援する。



施設等に対する教育研修支援

地域包括支援センターの周知

- 介護者や住民、要介護施設等従事者に対し、高齢者虐待に関する正しい知識や理解を深めるための広報、啓発を行う。
- 要介護施設等従事者に対する教育研修の支援を行う。
- 高齢者虐待防止月間等の機を捉え、虐待を地域で防ぎ、地域で支える意識の普及に取り組む。
- 相談、通報窓口としての地域包括支援センター、健康長寿課の周知徹底。



誰もが希望を持って自分らしく暮らし続けるために

目指す姿

「御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」の基本理念に基づくまちづくりを推進し、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、すべての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、誰もが希望を持って自分らしく暮らし続けることができる。

現状と課題

認知症になっても誰もが希望を持ち活躍できるまちを目指し、平成31年4月に「御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」を施行

基本理念を達成するため、認知症の人のもそうでない人も誰もが活躍できる地域づくりを推進してきた。

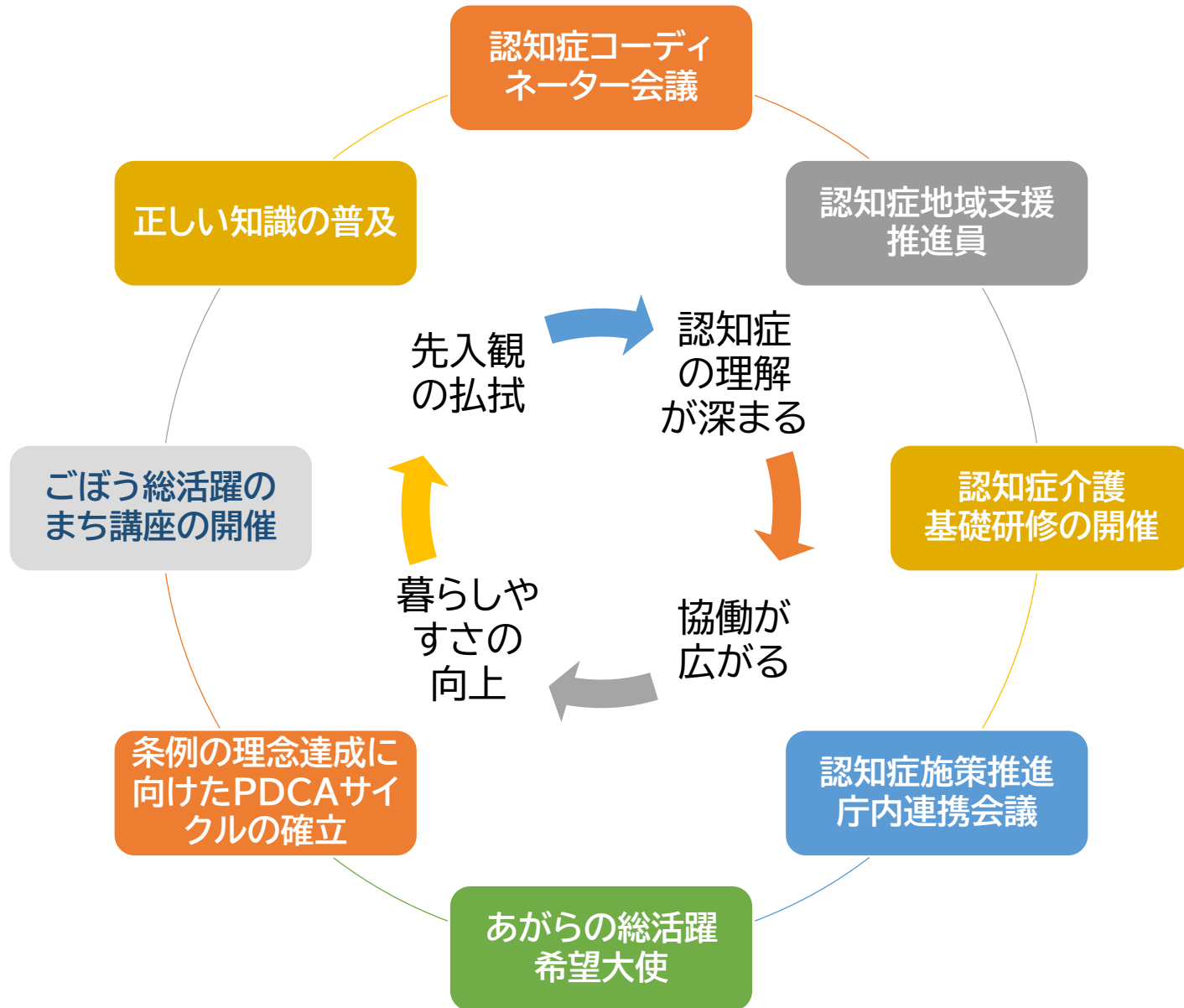
施策の展開

①認知症・認知症の人への先入観の払拭

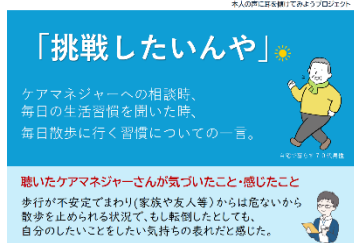
先入観が払拭できれば
各取り組みが推進する

各取り組みが推進すれば
先入観が払拭できる

2. 認知症の人を起点とした地域協働による「よりよい暮らし」の実現
3. 認知症の人にとっての暮らしやすさの向上(さまざまなバリアの解消)
4. 地域ぐるみの暮らしの支え合いの確保と質の向上
5. アクションプラン実施のためのフォーメーションづくり
6. 市民に分かりやすい情報発信
7. 柔軟な評価と実践



正しい知識の普及



正しい理解
を広げる

先入観が
払拭される

本人自身の
先入観も
払拭できる

地域で希望
をもって
暮らせる

方針2 認知症の人を起点とした地域協働による「よりよい暮らし」の実現

方針3 認知症の人にとっての暮らしやすさの向上(さまざまなバリアの解消)

認知症地域支援推進員

認知症になっ
ても地域とつ
ながり続ける

本人の意見が
表明され、社会
に参画できる

本人の声や
気づきを
カタチにする

地域、多職種
がコーディネ
ートする



認知症介護基礎研修の開催



認知症介護の
基礎を学ぶ

チームアプ
ローチに参画
する

医療福祉関係
者や地域住民
等にも広げる

地域づくりの
人材育成

方針5 アクションプラン実施のためのフォーメーションづくり

認知症施策推進庁内連携会議



認知症について
庁内で考える

本人視点の重
要さに気づく

他部署や多職
種との連携を
考える

よりよい
行政サービス
につなげる

認知症コーディネーター会議



取組の共有、
施策の意見交
換を行う

計画の推進に
向けた議論を
行う

多職種の
連携・協働が
強化される

本人を起点と
した取組・施
策が発展する

あがらの総活躍希望大使



本人の活躍・
活動する姿を
発信する

本人とともに
普及啓発を
進める

新しい認知症
観がありのま
まに伝わる

認知症になっ
ても希望が
持てる

ごぼう総活躍のまち講座の開催



講座で新しい
認知症観を
知る

教育現場に
広げる

子どもの頃か
ら正しい知識
を学ぶ

新しい認知症
観が地域全体
に広がる

方針7 柔軟な評価と実践

条例の理念達成に向けたPDCAサイクルの確立



本人・家族とと
もに施策の確
認、評価

暮らしやすいま
ちになっている
かを問う

本人が認知症
施策推進協議
体に参画する

本人の視点で
評価、計画を持
続発展させる